# 平成29年小布施町議会6月会議会議録

# 議 事 日 程(第2号)

平成29年6月8日(木)午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 中村雅代君 2番 福島浩洋君

3番 冨岡信男君 4番 小西和実君

5番 川 上 健 一 君 6番 山 岸 裕 始 君

7番 小林 茂君 8番 小林一広君

9番 小 渕 晃 君 10番 渡 辺 建 次 君

11番 関 谷 明 生 君 12番 大 島 孝 司 君

13番 小林正子君 14番 関 悦子君

欠席議員(なし)

# 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 市村良三君 副 町長 久保田隆生君

教 育 長 中 島 聰 君 総 務 課 長 田 中 助 一 君

総務課長補佐 中條明則君 企画政策課長 西原周二君

健康福祉課長 三 輪 茂 君 健康福祉課長 林 かおる 君

産業振興課長 竹 内 節 夫 君 産業振興課長 冨 岡 広 記 君

建設水道課長 畔 上 敏 春 君 教 育 次 長 池 田 清 人 君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

\_\_\_\_\_\_

事務局職員出席者

議会事務局長 山 﨑 博 雄 書 記 小 松 文 子

### 開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

〇議長(関 悦子君) おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。 これより直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

# ◎議事日程の報告

○議長(関 悦子君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。 なお、議案第29号の議案につきまして、お手元にあります議案説明正誤表のとおり議案説 明の訂正がありましたので、議長において許可いたしました。正誤表により審議ください。

### ◎行政事務一般に関する質問

○議長(関 悦子君) これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

# ◇ 渡 辺 建 次 君

○議長(関 悦子君) 最初に、10番、渡辺建次議員。

[10番 渡辺建次君登壇]

# ○10番(渡辺建次君) おはようございます。

通告に基づき順次質問をします。

1問目、初期消火のための住宅用消火器の設置推進を。

去る6月4日、日曜日早朝、第39回小布施町防災訓練が実施されました。消防団員による 放水の実践や消防職員による消防講和があり、多くの町民の皆さんは、改めて防災意識を高 められたのではないかと思います。

さて、総務省消防庁は、新潟県糸魚川市で起きた大火を受け、原則として全ての飲食店に対し消火器の設置を義務づける方針を固めたとのことです。火災が起きたとき一般には始めのうち一部のカーテンや付近の布類等が燃え、やがて室内の多くの可燃物が着火温度に達するほど熱くなると、一瞬のうちに部屋全体が炎に包まれる状態、すなわちフラッシュオーバーと呼ばれる現象に急変すると言われています。このとき室内は酸欠となり、一酸化炭素や二酸化炭素濃度も急速に上がり、一酸化炭素中毒や窒息などの危険度が増すそうです。

火災の急激な拡大時期の目安は、炎が天井に達したことで、通常その一、二分後にフラッシュオーバーが起こることから、天井に着火する前が初期消火の限界だと言われています。 これ以降は、いち早く避難するしかなく、一般人では手の施しようがないと言われています。 さて、その初期消火ですが、一番効果的なのは何か。火災警報器の設置がされていて、警

報が鳴ったとしても、その後の対応が問題となります。消火栓とともにホースと筒を収納したホース格納箱が町内何カ所かに設置されてはいますが、消防ポンプ車が駆けつけるまでの間に、素人の一般人が消火栓を利用して消火活動を行うことが可能かどうか疑問です。消火栓の開栓操作やホースの接続、仮に接続したとしても水圧による傷害の心配があります。そんなこんなであたふたしているよりも、住宅用消火器での初期消火が最も有効だと思われます。

そこで質問です。

1番、ホース格納箱の設置されている場所、設置の時期と費用、維持管理費、更新費用は どのくらいでしょうか。

2番、ホースや筒の使用頻度はどのくらいで、そのときの操作は誰が行ったのでしょうか。 3番、消防ポンプ車には必要なホースと筒が装備されていると思われます。ホース格納箱 のホース等はどのような状況で必要となるのでしょうか。

4番、飲食店と一般家庭、それぞれの火災警報器と住宅用消火器の町内での普及率はどの くらいでしょうか。 5番、最低限の住宅用消火器を各家庭に備えるとした場合、費用はどのくらいでしょうか。 また、経年劣化による中身の入れかえの費用負担は。これらについての町としての補助のお 考えは。

6番、過去数年来の町内での住宅等の火災における出火原因と消火状況はどのようなものでしたか。また、そこから見えた課題は何でしょうか。

7番、町内において出火の通報から現場まで消防車が到着するのに要する時間はどのくらいでしょうか。

# 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長(田中助一君) おはようございます。

それでは、ただいまの渡辺建次議員のご質問にお答えしたいと思います。

店舗、住宅における火災警報器の設置は、店舗においては店の大きさにより設置義務が異なり、住宅においては平成21年6月1日から全ての住宅に設置が義務づけられております。

議員ご指摘のとおり、初期消火における住宅内の消火器は大きな威力を発揮しますが、家庭における消火器は設置義務がなく、各家庭の判断となっているのが現状です。また、消火栓の取り扱いも、一般の方が使用するのは難しいのが現状となっております。

では、最初の質問でありますが、ホースの格納箱は消火栓と同じ場所にあり、町内423カ 所にあります。古くなった格納箱は年度末に順次更新しておりまして、更新にかかる費用は 毎年100万円程度でございます。

更新の内訳は、小布施町消防団3分団ありますが、各3部ありまして、全体で9部となっておりますが、格納箱の更新は各部2カ所、全部で18カ所、格納箱のホースの更新が各3本、全体で27本を行っております。

なお、格納箱の点検につきましては、各部ごとの団員に点検をしていただいております。 2番目の質問でございますが、ホース、筒の使用頻度、誰が操作するのかでありますが、 格納箱にありますホース、筒先は火災時のみに使用いたします。このため使用頻度はかなり 低いものとなります。操作は基本的に消防署の職員、消防団員が行っており、有事の際は、 まれに消防団のOBや一般の方も使用することがあります。

なお、町総合防災訓練でも住民の皆さんに消火栓の取り扱い訓練を行っておりまして、今後も、いざというときに一般の皆さんでも使用することができるよう普及を図ってまいります。

3番目の質問でありますが、格納箱は消火栓とともにありまして、格納箱のホースは消火 栓からの放水を想定して設置しておるものでございます。

4番目の質問です。飲食店、住宅、それぞれの火災警報器、住宅用消火器の普及率についてお答えをします。

飲食店におきましては、店舗の面積により設置が義務づけられております。自動火災報知設備該当店舗、これは17軒ございまして、設置率は100%になっています。消火器の該当店舗につきましては22軒、設置率も100%でございます。双方とも100%設置されているということであります。

なお、今後は全ての店舗について消火器の設置が義務づけられる予定ということでありますが、消防署では現在、対象となっている店舗以外の店舗につきまして、その設置義務が現在ないことから、店舗数を把握してはおりません。また、法施行に伴いまして、今後、新設する店舗が対象となるのか、現在ある全ての店舗が対象になるのかにつきましても不明でありまして、今現在はお答えできない現状であります。

次に、住宅用火災警報器の設置率でございます。こちらは町報でも毎年設置のお願いをしておりますが、消防署の調べでは設置率70%と年々上がってきている状況であります。住宅における消火器の設置率は、消火器の設置に法的な義務がないため把握はしておりませんが、消防署の職員が防火訪問時に設置の義務をお願いしている状況であります。

5番目の質問になりますが、住宅用消火器は住宅に設置する一般的な消火器で1本1万円 程度でございます。

なお、住宅用消火器は現在では詰めかえができなくなっておりますので、購入の際に引き 取っていただくようにお願いをしております。

補助につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、ことし1月の住宅火災を受けまして、消火器の必要性が改めて認められていることから、消防団、女性防災クラブの皆さんによる消火器のあっせんを来年度実施する予定で、具体的な方法につきましては現在検討しているところであります。

6番目の質問であります。住宅の火災の出火原因と消火状況、そこから見える課題についてでありますが、平成24年から28年までの過去5年間の建物火災は10件、主な出火原因は、取り灰2件、たき火2件、たばこの不始末2件などとなっております。

消火の状況につきましては、初期消火が行われた火災、これは先ほどの過去5年間の建物 火災10件のうち8件でした。初期消火が行われた8件の火災のうち、初期消火に使われたも のは水道水が3件、消火器2件、消火栓が2件、池の水1件であり、消火器を使って消火された2件のうち1件は、住宅用火災警報器が鳴動したために早期発見できたものであります。

なお、初期消火が行われました8件のうち初期消火により消しとめられたものは4件、一定の効果があったと思われるものは1件、残り3件は初期消火が行われたものの既に火の回りが早く、消しとめられなかったものであります。

課題としましては、火災の原因はほとんど人的なものでありまして、今後も消防署、消防 団、女性防災クラブの皆様の、あるいは関係機関のお力をかりながら予防消防に努めてまい るつもりであります。

最後に、7番目の質問でございますが、消防車の到着時間でございますが、これは過去5年10件の平均で約6分というふうになっております。

以上であります。

#### 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。

○10番(渡辺建次君) それでは、何点か再質問お願いします。

まず1点目、ホース格納箱等の設置時期ですね。いつごろから設置されたのか。

なぜ、こんなような質問をするかというと、昔は必要だったとしても、現在はその必要性が薄れているのではないかと。使用頻度も相当低いんですよね。ですから、更新費用等を出すんであるならば、例えば公会堂に大型の消火器を置いて使用するとか、あるいはもちろん各家庭に、先ほど1万円とありましたけれども、もっと安いのもあるようなので、そういうのを設置するような方向で町でも指導したらどうかなという意味で質問したわけです。

それから、2点目です。その消火器の経年劣化というんですか。どの程度で劣化するのか、 効力は、それで劣化した場合にどの程度落ちるのか。私のうちにも消火器ありますけれども、 何十年もたっていても今のところその圧力は落ちてないんですね。緑の線まであれば効力あ るというふうに書いてあるんですけれども、多分、使えば効力はあると思いますけれどもね。

3点目が、一般人が消火栓を使用するという場合には、非常にちょっと危険が伴う感じがするわけですけれども、もし一般人が使用するためには、どの程度訓練が必要なのか。文字どおり消火栓だから、その技術の消火できるかどうかということですよね。どの程度でできるかということですね。

それから、4点目です。最後のほうで初期消火、具体的にはどのような初期消火であった のか、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

#### 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。

# ○総務課長(田中助一君) 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

大変申しわけないですが、非常にわからないところがありまして、格納箱の設置につきましては、かなりこれもう相当前から行われているものであります。私、小さいことからあったというふうに記憶しておりますけれども、それを替えながら新しいものに更新していくということであります。

当然のことながら、火事の現場に着いたときに、消防団の車が行って、そこに積んである 消火栓、ホースですとか、そういったものでは足りないということがある場合にも使用いた しますし、もちろんのことながら、その現場で使うこともあります。現在はそういうものを 更新しながらやっているというような状況であります。

それから、消火栓の経年劣化でございますが、こちらについても、はっきりしたものを今、申し上げることができません。ただ、今現在、水道の毎年予算を盛りまして、古いものをやっているのと同時に、例えばいわゆる水道管の工事ですね、そういったときに新しいものと交換をするというようなことを同時に行っております。そういったものについては水道のほうに負担金としてお金を申し上げている状態がありまして、これにつきましては、先ほどの格納箱と一緒に新しいものにどんどんかえて、十分な能力が発揮できるようなものにしているということであります。

3番目の一般の方がどの程度訓練すればということなんですが、ほぼほぼ、先ほど防災訓練で訓練をしていただいていますというお話をしましたけれども、かなりの小布施の方々が、地元の方々が消防団の経験をお持ちでいらっしゃいます。一旦消防団にお入りになられますと、かなりの方が若いころ身につけられた、そういった技術を持っておられまして、一般といいながらも、ほぼ〇Bの方がそういった消火栓をお使いになってやっているような現状だと認識しております。

こういった状況といいますのは、もう長い間積み重ねたそういう消防団の活動が生かされているような状況であると思っておりますので、そういった状況が今後も続くようにしてまいりたいというふうに思っております。

それから、初期消火のもう少し具体的なというお話でありましたが、どこら辺をちょっと 説明するのがよろしいのかわかりませんけれども、いわゆる住宅火災といいながら、かなり の部分については屋外の火災になっております。なおかつ建物の中で警報器を設置する義務 のあるところというのは、寝室とそれから階段部分になっておりまして、こういったものの 該当になるのが今申し上げた中で1件、1つだけだったんですね。あとは住宅の外側が燃え ましたですとか、廊下が燃えましたですとか、そういった場合が主でありまして、なかなか 建物火災の中で警報器の設置が効果があるというのは、この例の中ではちょっと見つからな かった状況であります。

ただ、とはいいながら消火器を使って消しておりますのは、先ほど申し上げたとおり3件ありますんで、こういったものがやはりきちんと使える、あるいは用意してあるというような状況というのは、これはまた効果があると思っておりまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、消防団の皆さん、以前も消防団の皆さんやっていただいた経過があるんですが、非常に効果があったというふうにお聞きしておりまして、加えて警報器につきましても、消防団の皆さんですとか、あるいは女性防災クラブの皆さんに、急にことしやってくださいというのは難しかったものですから、来年はお願いしますということでお話をさせていただいておる状況であります。

そのような中で、できるだけ初期消火がしやすいようなふうに持っていきたいというふう に考えておりますので、よろしくお願いします。

## 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。

**〇10番(渡辺建次君)** それでは、第2問目に移りたいと思います。

進む子供の視力低下への対策はということです。

2016年度県学校保健統計調査によると、県内において裸眼の視力が1.0に満たない小学生が31.0%、中学生が56.3%と過去最多になったということです。この結果を受けて県教委保健厚生課は、スマートフォンなどの普及で物を近くで見るようになるなど生活習慣の変化が原因と考えられる。保護者や学校医と連携して、改善に向けた指導を進める必要があると述べていると報道されています。

そこで質問です。

町内小・中学校のゲーム機やスマートフォンの普及率、使用実態はどのようになっている でしょうか。

県教委による2016年度のネット依存の自覚に関するアンケートでは、「自覚がある」とする中学生が12.7%、小学生が5.5%で、前年度よりそれぞれ0.6%と0.5%の上昇とのことです。わかっていてもやめられないという状況が増加しつつあると、このように思われます。

2点目、小・中学校の児童・生徒の視力検査の結果はどのようになっているでしょうか。 判定Aが1.0以上、Bが0.9から0.7、Cが0.6から0.3、Dが0.3未満の過去数年の分布の変化 について伺います。また、A、B、C、D区分の意義は何でしょうか。 3点目、総務省の調査では、スマホを未就学児に使わせる親も多く、ゼロないし1歳児では10%台、3歳児では35.4%、5歳児だと41.5%とのこと。町内保育園児の状況はどうでしょうか。

4点目、保護者や学校医との連携した改善策はどのようなものでしょうか。

5点目、これは視力からはちょっと離れますけれども、SNSなどの利用による犯罪被害者となるような事案はあったのでしょうか。

#### 〇議長(関 悦子君) 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長(中島 聰君) おはようございます。

それでは、渡辺議員の2つ目の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、小・中学校のゲーム機やスマートフォンの普及率、使用実態ということでありますけれども、小学校ではことしの5月に実施しまして、スマートフォンとゲーム機の所有調査によりますと、全校一同が604人ですが、そのうちスマートフォンを所有している児童は86人、14.2%でした。ゲーム機を所有している児童数は313人、51.8%でした。

中学校では、ことしやっておりませんので去年の調査結果ですけれども、全体の生徒が300人、スマートフォンを含む携帯電話を所有している生徒は102人、34%でした。インターネットにつながるパソコン、あるいはゲーム機、あるいは音楽プレーヤーを所有している生徒数は256人、85.3%でした。

携帯電話の主な使途は、多い順に、友達へのメール、ゲーム、家族への電話、音楽、家族へのメール、サイト閲覧などでした。また、通信アプリなどでメッセージのやりとりをしたことがあるという生徒は168人、56%でした。

2番目の小・中学校の視力検査の結果はどのようになっているのかというご質問ですけれども、小・中学校の視力検査は、議員が言われるとおりA、B、C、Dの4区分で表示しています。視力を数値ではなくA、B、C、Dの区分で示すようになったのは、小・中学校の視力検査の目的が正確な視力をはかるということではなくて、黒板の文字が見えるかどうか、あるいは勉強に差し支えがないかどうかを確認するとともに、もし異常がある場合には適切な受診につなげようとするスクリーニングの意味合いが強いためであります。

区分Aは視力1.0%以上を指しますが、その児童・生徒に対しては、視力保持への関心を 持たせるよう保健指導をしています。

区分日は視力0.9から0.7ですけれども、その児童・生徒に対して養護教諭が再度視力検査

を行って、2回目の検査の結果がやはりB、C、Dであれば眼科受診を勧めます。なお、裸眼、または矯正視力が0.7以上であれば、どこの席に座っていても黒板に書かれた文字は見えています。

区分Cは視力0.6から0.3を指しますけれども、その児童・生徒に対しては眼科受診を勧告します。

区分Dは視力0.3未満を指しておりますが、その児童・生徒に対しては直ちに眼科受診を 勧告します。0.3未満では、一番前の列に座っていても、黒板に書かれた10センチほどの大 きな文字も判読ができない視力と考えています。

過去5年間の小学校の視力の推移を見ますと、0.1未満、要するにB、C、Dですけれども、の児童の割合は、平成24年度が25.3%、25年度は23.6%、26年度は26.9%、27年度が30.8%、去年28年度が29.1%となっています。中学校におきましては、同じように24年度が40.6%、25年度が26.4%、26年度が39.6%、27年度が36.2%、昨年28年度が43.8%となっております。

3番目のスマホを未就学児に使わせる親も多くという、町内の保育園の園児の状況はどうだというご質問ですけれども、町内の保育園や認定こども園では、今のところそのような調査を実は実施しておりませんので、数字はわかっておりません。しかし、保護者が、子供がうるさい等の理由で、園児にスマートフォンを持たせて、ちょっと使わせているという光景はたまに目にしておりますので、一定の使用はあるものではないかと思います。

4番目の保護者や学校医と連携した改善策、5番目のSNSなどの利用による犯罪被害者となる事案はあったのかというご質問を一緒にお答えしますけれども、スマートフォンやゲーム機はもちろんのこと、あらゆる家電がインターネットにつながり、ネット環境が生活に不可欠になっているという現代社会において、子供たちのネット利用や機器所有も広がっております。

スマートフォンやゲーム機の利用が直ちに視力低下に結びつくかどうかは、多少議論の余地はありますが、長時間画面を見続けることや画面から発せられるブルーライトによって目の負担はふえると言われています。小・中学校においては学校保健委員会で話題としておりますけれども、視力低下の観点からは今のところ特別な取り組みは行っておりませんので、引き続き検討してまいります。

また、現時点でSNSなどの利用による犯罪被害の事案はございません。けれども、インターネット関連のトラブルから子供たちを守るという観点から、これまでと同様、小・中学

校の学年通信や懇談会等を通じて、保護者に対して適切な利用ということについて注意喚起を行ってまいります。

さらに、保育園では、余り小さいときから使わせますと脳に悪影響があるということも言われておりますので、脳科学の観点から、スマートフォンやゲーム機が幼児の脳に与える影響について保護者に学んでいただく学習会などを計画していきたいと思っております。

以上であります。

- 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。
- **〇10番(渡辺建次君)** それでは、3番目に移りたいと思います。

新婚世帯への補助金制度の活用を。

政府は昨年、婚姻件数をふやすため、所得が低い新婚カップルに対する補助金を新設しました。これは結婚新生活支援事業費補助金と呼ばれるもので、最大24万円を国が4分の3、自治体は残り4分の1を負担するのです。県内では今年度、高山村など6自治体が導入したそうです。昨年度に導入した市町村を合わせて計12自治体が導入済みとのことです。

そこで質問です。

過去数年における町内の年代別婚姻数の推移はどのようになっているでしょうか。

2点目、ことしの予算には、新規で結婚プロモーターの育成費として823万円が計上されています。仕事内容と成婚の目標値を伺います。

3点目です、補助金制度の導入のお考えはないでしょうか。

〇議長(関 悦子君) 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

**〇企画政策課長(西原周二君)** 新婚世帯への補助金制度の活用につきまして、順次ご質問に 対して答弁をさせていただきます。

議員ご説明のとおり、国の結婚新生活支援事業補助金は、未婚化、晩婚化の進行や第1子 出産年齢の上昇、長時間労働、子育て中の孤立感や負担感が大きいことなど、さまざまな要 因が複雑に絡み合って進行してきた近年の少子化に対して、妊娠、出産、子育て支援に結婚 に対する支援を加え、結婚から子育てまで切れ目なくサポートすることで少子化対策を推進 しようと、平成27年度から新たに設けられた補助金です。

この補助金は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新たに婚姻した所得340万円未満の世帯を対象に、新規住宅の取得、もしくは住宅賃借費用、または引っ越し費用にかかる経費について支援を行うものであり、最大24万円の補助を受けることができます。

そこで、まず1つ目のご質問の町内における年代別婚姻数の実態ですが、婚姻時に小布施町に住所のある方の婚姻数になりますが、平成26年度から28年度までの3カ年で申しますと、平成26年度では全体で69人の方が結婚され、年代別の内訳は29歳以下が27人、30代が34人、40代以上が8人となっております。平成27年度は全体で53人の方が結婚され、29歳以下が27人、30代が21人、40代以上が5人となっており、昨年の28年度につきましては全体で60人の方が結婚され、29歳以下が28人、30代が26人、40代以上が6人となっております。

この3年間の各年代の割合では、29歳以下の婚姻が45%、30代も45%を占め、40代以上の婚姻割合は10%という割合となっております。

次に、2つ目の今年度当初予算で重点施策として計上させていただきました国の地域少子 化対策重点推進交付金を活用した結婚プロモーター人材育成事業の委託の内容についてです が、未婚率上昇等の要因分析調査と結婚支援のリーダーとなるプロモーターの育成研修や企 業間交流イベントの開催、企業や社会福祉協議会、町と関係機関による連携会議の開催など を予定しておりました。

しかし、この交付金につきましては、要因分析調査は認められたものの、プロモーター育成事業にかかわる部分については不採択となってしまったため、まずは未婚率上昇等の要因分析調査を行ってまいります。調査結果の分析により一般財源で実施できる範囲において成婚率で効果を上げている社会福祉協議会の既存事業と連携を図りながら、婚姻率や出生率の上昇につながる結婚支援事業を検討、実施してまいります。

なお、この事業の婚姻目標数は、今年度4件、目標年度の平成31年度は6件としておりました。

3点目の結婚新生活支援事業費補助金の導入についてですが、国の平成28年度補正予算を繰り越した事業で、現在2次募集が行われており、本年度末までが実施期限となっております。補助金の対象となる費用は、先ほども申し上げましたが、婚姻に伴う住宅取得、または賃借にかかる費用、引っ越しにかかる費用であり、この補助金が結婚生活を支援することは理解できるものの、小布施町においては、この補助金を必要とされるご要望は少ないと考えております。

理由としましては、人口ビジョン総合戦略策定時の町民アンケートの中で独身でいる理由 について調査をしていますが、「結婚生活のための住居のめどが立たない」を理由にされた 方は3.7%の少数であり、「理想の相手にめぐり合わないから」が48.6%と約半数の方が回 答しております。 したがいまして、小布施町においては結婚支援と居住支援は分けて考えており、先ほど申 し上げました結婚支援事業に重点を置き、住宅取得に対しましては、本年度制定しました空 き家を有効活用するための空き家改修等補助金をご利用いただきたいと考えております。

このような理由から現時点で結婚新生活支援事業補助金に応募する予定はございません。以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。
- **〇10番(渡辺建次君)** 先ほど結婚支援のそのプロモーターについての支援金ですか、不採 択になったとおっしゃいましたが、なぜだとお考えでしょうか。
- 〇議長(関 悦子君) 西原企画政策課長。
- ○企画政策課長(西原周二君) こちらの事業につきましては、アンケート調査の事業とプロ モーターの育成支援の2本立てで申請をさせていただいておりまして、総額で823万円とい う要望でありましたが、先ほど答弁させていただいたとおり、調査費につきましては採択さ れましたが、プロモーターの支援事業については不採択となっております。

不採択の理由として示されたものについては、小布施町においては首都圏から若者が非常に多く、若者会議等を中心に訪れていることから、首都圏と小布施町を結びつけるようなプロモーター育成事業を実施したいという計画でありましたが、指摘事項としましては、首都圏と結びつけるプロモーターの費用対効果については疑問があるという指摘をいただいておりまして、プロモーター支援事業について不採択となっております。

こちらも先ほど答弁で申し上げましたが、調査結果によりまして、一般財源でできる範囲 で結婚支援事業というのは実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。
- **〇10番(渡辺建次君)** それでは、次の質問に移ります。

4番目ですね。小・中学校教員の長時間勤務に歯どめをということですね。

文部科学省が発表した2016年度の公立小・中学校の教員勤務実態調査によると、平日の学 内勤務時間は、小学校教諭が平均11時間15分、中学校教諭は平均11時間32分とのこと。過労 死のリスクが高まるとされる月平均80時間以上の時間外労働に相当する教諭は、小学校で約 3割、中学校で6割に上るそうです。

長時間労働の要因としては、脱ゆとりから来る授業時間数の増加、部活動の過熱、文科省 や教育委員会に出す書類の多さ、保護者や住民への対応などが挙げられています。

そこで質問です。

- 1点目、町内小・中学校の教員の勤務実態と対策について伺います。
- 2点目、過労死まではいかないとしても、過重労働からの休職等の実態はどうでしょうか。
- 3点目、部活動の外部講師の採用状況はどのようになっていますか。
- 4点目、教員が一人一人の児童・生徒と向き合える時間はどの程度確保されていますか。
- 5点目、特に土日の勤務状況はどうでしょうか。

ちなみに、文部科学省が4月に発表した調査によると、中学校教員が土日に部活動にかか わる時間が10年前の2倍にふえているとのことです。

また、昨日の信濃毎日新聞の報道によりますと、小・中学校の先生、働きやすくということで記事が出ていました。ちょっとそこを少し抜粋しますけれども、小・中学校教職員の長時間労働を改善するため、県教委は7月、時間外勤務をした分だけ別の日に休むことができる割り振り制度を導入すると、こういうことですね。昨年秋に長野市や諏訪郡下諏訪町など17市町村の計46校で試験的に導入したと、こういうことですね。

それで、同様に富士見町では6日の日に町議会一般質問が行われて、教育長が教職員の心身の健康や活力は教育力向上に直結すると、このように述べられています。小布施町の教育長さん、これと同じか、あるいはそれ以上の答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(関 悦子君) 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長(中島 聰君) ただいまの教員の残業についてのご質問にお答えしたいと思います。 まず1点目、町内小・中学校教員の勤務実態ということでありますけれども、県の教育委 員会が毎年2回残業の勤務実態の調査をしております。5月と12月に行っております。教員 1人当たりの時間外勤務の平均は、去年の5月の1カ月、小学校は58時間でした。中学校は 54時間でした。それから、昨年の12月の1カ月の調査では、小学校は48時間でした。中学校 は43時間でありました。

それから、過労死とまではいかないけれども、休職等の実態はということでありますが、 現在小布施町の小・中学校の先生でこのような方はおいでになりません。

3番目の部活動の外部講師の採用ということですが、中学校の部活動の外部指導者につきましては、現時点で16人の方に登録をいただいております。12ある部活動のうち運動部9部に各部1人から3人の指導者の方にご指導をご協力をいただいております。それから、文化部3部には外部指導者はいらっしゃいません。運動部につきましても、種目によってはもっと指導者の方の増員が望まれております。

4番目の教員一人一人の児童・生徒と向き合える時間はということでありますけれども、 年間計画の中に子供と向き合う時間ということを入れたり、年2回の教育相談や休み時間、 それから放課後の時間に相談を行うなどしておりまして、児童・生徒と向き合う時間を設け ております。

5番目の土日の勤務状況はということですけれども、これも昨年12月の調査ですけれども、 小学校では1カ月で3時間土日にお出になった。中学校では11時間出勤されているというこ とであります。平均です。

これら全体の対策としまして、今、小・中学校で行われているのは定時退校日というものの設定、それからノー部活デイというのを1週間に1回、それで早い時間の帰宅を促しております。それから会議の効率化、あるいは回数や時間の縮減を図っています。また、中学校では、先ほど申し上げました部活動の外部指導者の確保に努めたり、6月29、30日で行われます中学校2年生の職場体験の事業所というものの確保を教育委員会事務局で現在受け持っておりますなど、教員、職員の負担軽減に努めております。

それから、先ほど最後にありました特定の時間外勤務をした分を別の日に休むことができるという、割り振り制度というんですけれども、これは通常の残業、通常の部活には割り振り制度は現在ないんですけれども、割り振り制度が利用できるのは、修学旅行だとか地区懇談会、社会見学会みたいな通常の残業、通常の部活ではない勤務時間について、ほかの日にお外をいただけるということで学校長が指定しております。

この制度をまだ小布施町は入れてないんですけれども、7月からこの割り振り制度というのを導入する予定であります。これによって教職員の長時間労働をある程度改善できるのではないかと思っております。

以上であります。

- 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。
- **〇10番(渡辺建次君)** 外部指導者について、もう少し詳しく、どのような方がどういうような部活に携われているのか。
- 〇議長(関 悦子君) 中島教育長。
- ○教育長(中島 聰君) 部活動の応援隊といいますか外部指導者なんですけれども、お名前はともかくとして、男子バスケットに1名、それから女子バスケットに1名、男子バレーに1名、女子バレーに2名、サッカーに1名、ソフトテニスクラブに3名、卓球に2名、陸上に2名、それからバドミントンに3名と、運動部には以上であります。あと、文化部では吹

奏楽と美術と技術なんですが、こちらにはおいでになりません。 以上であります。

- 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。
- ○10番(渡辺建次君) 再質問で言えばよかったんですが、もう1点、生徒と向き合える時間ということで、具体的にはどのくらいの時間をとられているのか、もう少し具体的にお願いします。
- 〇議長(関 悦子君) 中島教育長。
- ○教育長(中島 聰君) この4番目のさっき質問のありました教員が一人一人の児童・生徒と向き合える時間というんですけれども、これは一概に何時間という、あるいは何分ということは特に設定はしていないんですが、例えば中学校でいきますと3人ほど不登校の生徒がおったりしますので、そういう生徒には、より時間を毎日朝夕とかけたり、生徒によってかなり、全くしなくてもいい生徒もおりますし、非常に長時間かけなければならない生徒もいるので、一概に全ての先生がこうだということは今のところは申し上げられないんですけれども、そのクラス、クラスに応じた先生に対応してもらっているという状況であります。以上です。
- 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。
- ○10番(渡辺建次君) それでは、最後の質問ですね。5番目に移りたいと思います。
  図書館内における不正行為の実態はということです。

各地の図書館で学校史などの切り取り被害が報道されています。町内の小・中学校の図書館とまちとしょテラソの状況について伺います。

3カ所の図書館における紛失や切り取りの被害状況はどのようになっていますか。また、 被害額や、その後の対処について伺います。

〇議長(関 悦子君) 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長(池田清人君) 図書館のご質問につきまして、私のほうで答弁をさせていただき たいと思います。

全国各地の図書館で発生しております学校史などの切り取り被害につきましては、現在のところ小布施町におきましては、小・中学校の図書館並びにまちとしょテラソにおきまして被害は確認はされておりません。

その3カ所の図書館の紛失や切り取りの被害はどうかというご質問ですけれども、紛失、

切り取りにつきましては、小・中学校の図書館におきましては現在確認がされておりません。 まちとしょテラソでは、毎年実施しております蔵書点検の折に、不明本として昨年度におき ましては約30冊ほどが確認をされております。過去におきましては、新図書館となりまして から約8年の間に278冊ほどが紛失しておる状況であります。

なお、被害額はおおむね15万5,000円ほどになります。

破損本は昨年度50冊を確認しております。傷みが激しいものやページが抜けているものが 見受けられ、修理したり、修理不能なものは除籍本として処理をしております。また、破損 本の約75%は幼児、また小学校低学年向けの絵本類でありまして、利用者であります保護者 の申し出によりまして弁償されているものも50冊のうち22冊ほどございます。

切り取り被害につきましては、以前新聞の切り抜きがあったようでしたけれども、被害を 防ぐために張り紙をして注意を促したところ、現在はそのようなことは見受けられなくなっ たということでございます。

貸し出し図書につきましては、返却時に職員が図書の破損等を確認しますので、貸し出し 中の故意等による切り取りの被害は現在確認はされておりません。

盗難や破損の対策には、防犯カメラやミラーの設置などのほかに、持ち去り防止のセンサーなどがありますが、図書館発足時の検討委員会では、こういった件につきまして十分検討がなされました。その結果、利用者のプライバシーなどの配慮と利用制限につながるようなことは小布施町としてはしたくないということで、職員によりますチェックと利用者のマナーに頼るところとさせていただいたところであります。

今後におきましては、ルールを守り利用していただく皆さんに呼びかけるなど利用のマナーの向上に努めてまいりますとともに、図書館側もきちんとした確認や管理がされているということをアピールするためにも、職員による利用者の皆さんへの挨拶の励行、あるいは館内の清掃、整理整頓に努めることによりまして、図書館はみんなの財産であるという気風を醸成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 渡辺建次議員。
- **〇10番(渡辺建次君)** 不明本とか破損本の種類ですね、具体的にどういうものですか、それをお願いします。
- 〇議長(関 悦子君) 池田教育次長。
- ○教育次長(池田清人君) 再質問にお答えします。

不明本につきましては、それぞれリストがございますが、一般的な読み物といいますか小 説類がほとんどでございます。一番心配されるのは希少本なわけでございますけれども、そ ういったものの被害というものは現在見当たらないということです。

貸し出しが制限がされているものが多いということと、郷土史の本も職員に近いほうに陳 列されておりますので、そのようなことが防げているものというふうに考えております。

○議長(関 悦子君) 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

## ◇ 中 村 雅 代 君

○議長(関 悦子君) 続いて、1番、中村雅代議員。

以上でございます。

〔1番 中村雅代君登壇〕

○1番(中村雅代君) それでは、通告に基づきまして、2点について質問いたします。

初めに、健康増進の充実はについて伺います。

高齢化の進展や医療の高度化により医療費は年々増加し、国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営するためには、住民の主体的な健康づくりを支援し、健康意識の高揚を図り、増大する医療費の抑制と健康寿命の延伸に取り組むことが重要です。

平成28年版厚生労働白書によりますと、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らし続ける社会づくりが求められており、高齢期になっても意欲のある方々が活躍でき、地域でみんなが支え合える社会をつくるとともに、何歳になっても健康で過ごせる環境づくりと支援の仕組みが求められており、医療や介護が必要になった場合は、それぞれ必要なサービスを受けながら住みなれた地域でなるべく自立して過ごせることを可能にしていくことが求められています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて既に多くの取り組みが進んでおり、町では、 平成18年度から、ウオーキングによる健康づくりを推進され健康意識が高まっている中で、 多くの方がさまざまな健康づくりに取り組んでおられます。健康体力づくりや運動不足解消 のためにウオーキングや散歩、健康体操教室など、いつでも、どこでも気軽にでき日課にし ておられる方が多く、現役世代である40代、50代よりも60代から70代のほうが、より多くの 割合の方が手軽なスポーツとともに楽しんでいるという現状です。 また、町では健康意識が高まっている中で多くの方々がその健康づくりに取り組まれ、町としては、平成22年度ですか、10人ほどの方が先進地でありますドイツのほうにも視察に行かれたり、平成24年には全国において地域の特色を生かして先駆的に取り組んでいる自治体や団体等が一堂に会して取り組みの情報交換や情報発信をするとともに、相互交流の機会としてウオーキングサミットを開催されました。

また、このサミットを機に、より一層ウオーキングによる自身の健康づくりへの機運を高めるとともに、地域に広げ、それを新たな町の魅力として地域活性化につなげたいというお考えもありました。確かに住民の皆様の健康維持、増進、これは大変な効果をもたらすものだと思います。

現在に至っては保健福祉委員を初め、各種スポーツ関係団体等、また病院関係者の方々と連携をしながら、健康づくり事業の推進として地域資源を生かした多彩なウオーキングコースの提案やマップ作成などの環境整備からウオーキングモニターによる健康効果の実証、平成26年からはおぶせスタディ事業を開始し、ロコモティブシンドロームコホート研究や講演会の開催など、医療、介護、健診と多岐にわたる関連のデータ分析の継続、そしてウオーキング健康教室という開催へのそういうことにつながっています。

町民の関心の高い分野でもありますので、小布施議会一般質問でも何度か取り上げられ、直近では昨年の6月会議、冨岡議員の質問のご答弁に、新生病院にご協力をいただきながら月1回のウオーキング健康教室の開催、ハートヴィッヒ・ガウダー・パワーウオーキングクラブのご協力を得ながら年数回のパワーウオーキング教室の開催などをしてきており、ウオーキング健康教室には毎回二、三十人ほどの参加者がある。また、地域型スポーツクラブおぶせの皆さんが毎週土曜日の朝、総合公園を拠点にパワーウオーキングを行っておられるというご答弁でございました。新たに4月にはポールウオーキング講習会を試行的に行い、好評を得たとの答弁もございました。

そこで、第5次小布施町総合計画後期基本計画の健康分野の重点施策、ウオーキングによる健康づくりに絞って伺います。

1点目、ウオーキング等による健康づくりの推進について。

これまでの事業、ウオーキング健康教室などの推進やウオーキング人口の普及の状況はどうでしょうか。

2点目、春のさわやか健康ウオークの取り組みはどうだったでしょうか。

3点目、継続受講者への特典として、例えば心拍計の進呈など、そういうお考えはどうで

しょうか。

- (2) として、健診等の受診率の向上や医療介護給付費の抑制を図るための施策はどうでしょうか。
  - (3) として、おぶせスタディの進捗状況をお聞かせください。
- (4) として、フィットネス施設など有料の施設を利用している方が多いように思われますが、そういう方への助成などはどうお考えでしょうか。

以上でございます。

〇議長(関 悦子君) 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長(三輪 茂君) それでは、中村議員の質問にお答えをいたします。

ウオーキング等による健康づくりの推進ということで、最初に、これまでの事業の推進やウオーキングの人口の普及の状況はどうかということでございますが、ウオーキング教室につきましては、毎月1回、年間12回開催しております。平成27年度は223人、平成28年度は138人の参加でありました。今年度は4月に開催して14人、5月は15人の計29人の参加となっております。継続的にご参加いただいている方もいる一方、一定期間ご参加いただき、歩き方を学ばれた後、ご自身で歩かれるようになったか確認はできませんが、参加をされなくなった方もいらっしゃいます。

ウオーキング人口の普及の状況については、明確にお示しすることはできませんが、保健 福祉委員の皆さんに歩き方を学んでいただき、地区部落集会に取り入れていただいた地区も あり、わずかずつですが、歩くことによる健康づくりの運動が定着してきているのではない かと考えています。さらに多くの皆さんがご参加いただき、運動習慣が定着、健康づくりに つながるよう進めてまいります。

また、千曲川堤防上の桜堤沿いに距離の表示をしましたので、ウオーキングの参考にしていただきたいと思います。

2番の春のさわやか健康ウオークの取り組みでございます。

さわやか健康ウオークにつきましては、ウオーキングを通して健康づくりに取り組むきっかけとするため、正しい歩き方の基本を身につけることを目的として実施をいたしました。特に今回は、町民の皆さんが継続的な運動習慣の定着を進めることができるよう、ウオーキングを始める前のウオーミングアップと終わった後のクールダウンを正しく行うことで、運動の疲れを残さず、より健康な体づくりに資するよう取り組みを進めてまいりました。

参加者は、町、新生病院のスタッフを除きまして共催いただいたスポーツクラブおぶせのパワーウオーキングクラブ員、開催に当たり協力をいただいた体協役員の皆様、町スポーツ推進委員を初め134名の皆さんでありまして、内訳は、町外からの一般参加者41人、墨田区の皆さん27人、町民の皆さんが66人でありました。

なお、講師に対する謝礼につきましては、通訳、旅費、滞在費を含めまして81万3,000円 を支出をしてございます。

今後もより多くの町民の皆さんがご参加いただけるようウオーキング教室などの取り組み を広げ、皆さんが健康づくりに関心を持っていただき、健康を意識していただけるよう進め てまいりたいと思っております。

3番目の継続受講者への特典ということでございますけれども、ウオーキング教室などを継続して取り組まれている皆さんの特典は、何といってもご自身の健康の維持と向上だと考えております。みずからの健康はみずからがつくり、守ることが基本だと考えておりますので、品物などの進呈については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

(2)の健診等の受診率の向上、また医療介護給付費の抑制ということでございますけれども、町では町民の皆さんの健康づくりのための啓発や訪問相談事業を重点的に取り組んでおります。町民の皆さんがご自身の健康を振り返り、運動習慣や食生活などの生活習慣を見直し、改善ができるよう保健師や管理栄養士の訪問などにより健診の受診勧奨、相談指導を行っておるところでございます。

平成28年度の相談や指導記録の新規と継続を合わせました実人数は、訪問が343人、来所が283人、電話が438人、その他を合わせまして1,105人でありまして、多くの町民の皆さんとお話をさせていただいております。相談内容につきましては、福祉サービスの利用についての相談も含みますけれども、入退院の相談、医療相談、状況把握のためのものなどさまざまであります。

今後も訪問や相談事業に努め、相談者ご本人のみでなく、ご家族の皆さんも含めてお話を させていただき、健診の受診率向上、また医療、介護給付費の抑制につなげるよう努めてま いります。

また、平成28年度から町内の医療機関の先生方にご協力をいただきまして、検査結果提出 代行という取り組みを始めました。これは、特定健診を受けない人が医療機関で特定健診の 検査項目と同等の検査を受けたときに、その結果を町へ提出することを医療機関に依頼する ものでございます。この取り組みからも受診率の向上につながると考えております。 また、保健福祉委員会におきましても、内容やテーマを工夫していただいて地区学習会を 重ねておりますけれども、今年度から新たにスタートした第25期となります保健福祉委員の 皆さんと一緒に今までの学習会開催の動きをさらに進め、健診等の受診率向上や医療介護給 付費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

(3) のおぶせスタディの進捗状況はということでございますけれども、現在、小布施町健康づくり研究所を立ち上げているところでございますけれども、これは町民の皆さんの就労、食事、運動など生活全般で考えられる予防因子を分析して、自立した健康で豊かな人生を送ることができるよう健康に関してさまざまな視点から調査を研究するものであります。この中で、ロコモティブシンドロームの予防、調査、研究としておぶせスタディを実施しております。

町民の皆さんの参加状況につきましては、ことしの5月までに50歳以上の1,296人の皆様に健診受診へのご協力のお願いをし、現在、男性204人、女性211人、計415人の皆さんが新生病院において検査、受診をしていただいております。信州大学の加藤教授や新生病院の先生方に多大なご協力をいただく中で、研究もことしで5年目となりました。これからの取り組みとしましては、受診に協力をいただいた皆様へ健診結果をお配りするとともに、町民の皆さんに研究成果と今後の展望を報告させていただく機会を来年の3月に設けたいと考えております。

また、先ほど保健福祉委員会の話をいたしましたけれども、信州大学の加藤教授ですとか、 新生病院の先生方をお招きした学習会等も検討していきたいと思います。

最後に、フィットネス施設などの有料施設への助成の件ですけれども、先ほどの心拍計の 進呈とも重なりますが、みずからの健康はみずからがつくり、守るということが基本だと思 いますので、助成などは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(関 悦子君) 中村雅代議員。
- ○1番(中村雅代君) それでは、再質問をお願いいたします。

まず1点目なんですけれども、これまでの事業の普及状況などをお話しいただいたんですけれども、月1回にこの健康教室が落ちついてきたということなんですが、これまで曜日を、今は水曜日に定着していますけれども、金曜日とか月曜日に夕方の時間なども取り入れたりしてやってきたわけですよね。それで午後1時半から3時の間で、そういうところに落ちついたということなんですけれども、今後またますます受講の方がふえるように、先ほどの統

計の結果では、ちょっと人数が下がってきたりしているので、当初は223人ということでしたけれども、当初というか27年度なんですけれども、ちょっと少ないなという感じがいたしました。その辺でやり方などを工夫、内容も含めて少しお考えがあればお聞きしたいと思います。

2点目の春のさわやか健康ウオークの取り組みですけれども、私も初めて参加させていただいて、本当に毎回好評ということで期待をしながら参加させていただきました。一部は町長さんもおいでになって、本当に晴天のもと、とてもにぎやかにといいますか、墨田区の方も大勢いらっしゃって本当に楽しい雰囲気でできたんですけれども、ウオーミングアップとか新しいものを取り入れて、クールダウンとか、そういうものなども本当に参考になりました。

そういうところでは、イベント的なものもちょっと調べてみましたら、ガウダーさんも何 回か小布施町を訪れていますし、旅費の関係もありますけれども、この間の1回参加させて いただいただけでこんなことを申し上げてはあれなんですけれども、丸山指導員さん、運動 指導員が実質は行ったというところが大半なんですけれども、その点は、多分前日には中学 校などの訪問で指導などもあったかと思いますけれども、ガウダーさんをここでまた、もう 何年も来ておられますが、その点、ことしのガウダーさんを呼ばれた目的というか、もう少 しはっきりお知らせいただければと思います。

と申しますのは、やはり町民の方々がここにどのくらい経費がかかっているのかなどという、そういう質問を結構聞かれたので、その辺をちょっと示していただきたいと思います。 そして、翌日と翌々日も群馬県のほうで講演などがあったということですが、委員会の説明にもございましたけれども、その辺の旅費などは、細かいんですけれども、折半なのか、そして日本で呼ぶとなったら、その協会がやはり小布施町でもどうなのかと、今回もお願いしたいんだがという方法で呼びかけがあったりするのか、その辺ちょっとお願いいたします。

それから、3点目の特典は考えていないということなんですけれども、他市町村では健康マイレージの制度なども取り入れています。そういうスポーツ教室とか受診された方などに制度的にポイントなどをつけて、ますますそういうところに機運として醸成されるという形で、そういう制度などもありますので、今回は心拍計の進呈はどうですかなんて具体的に申し上げたんですけれども、イベントも隔年にしていけば、その年に参加された方にそんなような、こういうのもあるんですよというような示すという意味でも、いいPRになるのではないかと思いますので、その点もう一度お願いいたします。

それから、健診の状況などを伺ったんですけれども、その中で相談内容では、訪問と役場に来所しての相談という形で区分けされているんですけれども、この辺の違いをちょっとお知らせください。

それから、平成28年度からの同等の検査をしていればという、その制度なんですけれども、これは特定健診を受けなくて、たまたま同等の検査をすることになったという、そういう病気の疑いがあるかもしれないからといってたまたま見つかったから、そういうものが送られてくるのか、それとも特定健診のそこまでいかなくても、町の中の医療機関にこの点、検査だけは受けてくださいというものか、ちょっとその辺教えてください。

あとはおぶせスタディの進捗状況なんですけれども、先日も全国で話題になったのが認知 症の初期症状を早期発見、また治療していくと、4年間でしたか、その研究というか、その ことの結果で、とても回復が見られて、そういうことが大事なんだというのが報告されてい ました。私もこのおぶせスタディのこの5年間の集大成というのにとても期待していますの で、来年の3月、学習会もあるということなんですけれども、その点、また具体的にどんな ふうな形でできるのかというのを考えておられる範囲でいいですので、よろしくお願いしま す。

あとフィットネス施設などのことも、先ほどの助成と含めてなんですけれども、鳥取県の 大山町には、やっぱり産学官連携であるフィットネス施設を開こうという動きがあって、そ ういう店舗がそこに開店したというような、オープンしたというような事例もありますので、 その辺、小布施町からも結構利用している方が多いので、そういうところにどのくらい行っ ているのかなというような調査だけでもしていただけるような、どうしてそこに通うのか、 それが最初の質問の健康教室の内容とか工夫などどうかというのもあるんですよね。

やっぱり行かれない、そういう本当に当たり前に健診も受けたいんだけれども受けられない理由というか、そういうものが背景にあると思うので、その点、もう一度お願いします。 調査するぐらいはどうなのかというところだけでもいいですので、よろしくお願いします。

- 〇議長(関 悦子君) 三輪健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(三輪 茂君)** たくさんの再質問で、漏れていたら、また申しわけありません。

最初、教室の関係でございますけれども、曜日、時間、内容工夫をということで、確かに おっしゃるとおりで、昼間の1時半というのは確かになかなか出づらいと思います。また、 新生病院の先生方とも相談しながら進めて考えていきたいと思います。 あと、さわやか健康ウオークの関係でございますけれども、旅費につきましては、群馬等回りましたので、折半で負担をさせていただいております。ガウダーさんには何年かに一遍来ていただいて、考案者ということもございますので、ご指導をいただいているところでございます。

あと、特典につきましては、確かに健康マイレージ、あるいはまた健康ポイントというような話もあったようにお聞きしておりますので、まだその辺詰めていない点がありますので、 そこら辺も検討したいと思います。また、フィットネスの関係で先進地の関係も調べさせていただきたいと思います。

検査代行の関係でございますけれども、町の集団健診を受けない方が個人で医者にかかって健診を受けた場合、その健診と同等の検査を受けた場合には、町のほうへその結果を報告してもいいですよということをしていただければ、それはまたこちらの受診率になりますので、そういう取り組みを昨年から始めたということでございます。

それと、おぶせスタディの関係でございますけれども、先週、信大の加藤先生、また新生病院の先生方から中間報告ということで報告をいただいてございます。これから一、二年をかけまして健診結果の分析と発表を行い、国際誌に掲載したい、世界に発信したいということでございます。これも英文で発信をしていただけるそうでございます。

さらに、町の健康寿命を延ばすための運動トレーニングの実践についても検討をしていただくと。最終的には第2回目のおぶせスタディを行い、1回目を検出された方を再検査をしたいということでございまして、運動トレーニング、骨粗しょう症の治療、就労状況などがどのように運動器の加齢変化に影響を起こすかを見ることで、超高齢化社会の日本のモデルとしたいというお話をいただいておりますので、町も積極的に協力していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(関 悦子君) 中村雅代議員。

○1番(中村雅代君) ただいま具体的なお話もあって随分理解できたんですけれども、やはりただいま健康寿命というお話がありましたけれども、やっぱり統計では男性は約9年間、女性は12年間、健康寿命の間から平均寿命というところまでの期間が何らかの介護を必要としているという、そういうあるわけですよね。健康寿命でどのくらいいられるかという取り組みで、日本ではまだまだ健康寿命を延ばすよりも、願いはあるんですけれども、平均寿命みたいな形になってしまって、それには取り組むぞというか、そういう考えというものがなかなか普及していないような、当町の先ほどの通う人数にしても、そういうところまではい

っていないかなというような思いなんですけれども、その辺の周知といいますか、やっぱり 重点施策ということですので、この事業の達成につながっていくのが基本だと思うんですよ ね。

その辺ではパワーウオーキングも、少しポールウオーキングですか、そういうので治ったなんていう方も聞かれるので、その辺を取り入れたりとか、何かそんな具体的な健康寿命に生きるとは限らないんですけれども、いろんな方法を示してみるとか、何かそういう今の小布施町の事業が整合性とれているのかなというところではどういうお考えなのか、行事に参加したいし、健康教室にも通いたいんだけれども、そして健診を受診して重症化を防ぎたいんだけれども、なかなかそこら辺が難しいのが現状なんだというような方々のそういう課題というかあると思うので、その辺を含めて、今後こういう健康増進に向けての課題というか、そういうものを何だと思うかちょっとお聞かせください。

- 〇議長(関 悦子君) 三輪健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(三輪 茂君)** 町民の皆様の健康に対する意識というのがまだやはり少ないような気がします。受診率の向上というのが必要だと思いまして、早期発見、早期治療というのが必要だと思います。

また、パワーウオーキングだけにこだわることではなくて、どんな形でもいいですから体 を動かす、そのような機会を町のほうでも積極的につくってまいりたいと考えております。

- 〇議長(関 悦子君) 中村雅代議員。
- ○1番(中村雅代君) それでは、2点目の働き方改革について町長の見解に移ります。

政府は、働き方改革実現会議を開き、働き方改革と生産性向上という重要課題に取り組むこととしており、長時間労働の是正や労働者全体の4割弱を占める非正規雇用の待遇改善は喫緊の課題として取り上げられています。同一労働、同一賃金の導入で正社員と非正規の不合理な待遇差をつけないよう徹底。賃金や福利厚生も対象に待遇差をできるだけなくし、何らかの差をつける企業には説明責任を求め、2019年度からの実現を目指す。

本町にとっても、同一労働、同一賃金の実現は多様で柔軟に働く選択の幅を広げ、働く意欲のある人に働くことができる環境を提供することで、労働力の拡大を図り、地域経済の持続的発展に寄与できるものと考えられます。多様な働き方ができる企業や病院、事業所など雇用環境改善につながる施策が望まれています。

しかしながら、まだまだそういう待遇改善については、現在の労働市場や雇用慣行、各法 令の見直しなどが必要となってきます。現在、国において具体的な方策やガイドライン策定 の取り組みを進めていることから、今後も働き方改革の動向を十分注意しつつ、本町における対応の検討が必要と考えられます。

また、公務員職場においても、長時間労働問題が社会的な大きな課題となっています。意 欲を持って仕事に取り組むことができるよう、仕事と生活の調和がとれた柔軟な働き方を実 現していくことが求められているのではないでしょうか。業務の見直し、意識啓発等の取り 組みやワークライフバランスの実現に向けての支援など、働き方改革について町長のご所見 を伺います。

役場の働き方改革の取り組みについて。

- 1点目、職員の時間外勤務の実態はどうでしょうか。
- 2点目、年次有給休暇の使用状況はどうでしょうか。
- 3点目、病気休暇状況や健診結果の状況などはどうでしょうか。
- 4点目、労働安全衛生活動の課題は何でしょうか。
- 5点目、仕事と家庭の両立支援はどのように行われているでしょうか。
- 6点目、過半数が非正規職員になっておりますが、非正規職員の方の賃金など必要な改善 を図っていくべきと思いますが、待遇改善のお考えはいかがでしょうか。
- 〇議長(関 悦子君) 久保田副町長。

[副町長 久保田降生君登壇]

**〇副町長(久保田隆生君)** それでは、中村議員の働き方改革のご質問についてお答えを申し上げます。

最初の時間外勤務の実態であります。

事務事業の多様化増大に伴いまして定められた勤務時間内で全ての事務を処理することは難しく、特に休日に全職員を動員するイベント等もございますので、年間を通じてみますと 町職員全員が時間外勤務、休日勤務等を行っているという状況でございます。

時間外勤務の状況でありますが、1カ月平均の時間外勤務について申し上げますと、平成28年度は9.7時間、27年度は11時間、26年度は10.3時間、時間外勤務手当の総額でありますが、平成28年度が1,936万8,000円、27年度が2,338万8,000円、26年度が2,199万1,000円、1人当たりの年間支給額にいたしますと、平成28年度が23万1,000円、27年度が25万4,000円、26年度が23万1,000円となっております。

続きまして、年次有給休暇の使用状況であります。

有給休暇の取得日数につきましては、原則年間20日と決められております。これにつきま

しては一定の数を次の年に繰り越すことができるわけですが、基本は20日でございます。平成28年度の年間平均取得数を申し上げますと6.8日、27年度の同じ年間の平均取得日数は6.1日、26年度は6.6日でありまして、おおむね2カ月に1日程度の取得状況となっております。なかなか事務事業が続く中で休めない状況がありますが、休暇をとり、今ご質問にありましたとおり、リフレッシュをしていくことで効率的に仕事もできると思いますので、この休暇の取得には努めていきたいと考えております。

続きまして、病気休暇状況や健診結果の状況であります。

病気の関係につきましては、病気をしまして若干1週間程度休む職員もおりますが、一応 長期的な休暇の職員について申し上げますと、現在やはり精神的ないわゆる鬱病で休職して いる職員が3名あります。

うち2名につきましては、一昨年、平成27年7月下旬、あるいは8月上旬ということで、 ほぼ同じ時期ですが、2年近くになっております。町では、職場復帰に向けまして担当の医 師とも連絡を密にしまして、時には本人や家族と一緒に医師の診断に同席させていただきま して、回復に向けての具体的な取り組みについて話し合い、実施をしてきておるところでご ざいます。

もう1名につきましては、昨年10月から休職となっております。町の担当職員が本人と連絡をとり、この方についても職員との面談に同席をいたしましまして対応を考えておると。 現在は自宅での療養となっております。

続きまして、職員の健康維持増進のために、町では人間ドック、定期健診や特定健診の受診を本人の医療費の個人分の負担をさせていただくことで進めております。平成28年度は受診者全員で210名でありまして、人間ドックが56人、定期健診が93人、協会健保の特定健診が61人という状況であります。

この210人の中で精密検査が必要とされた人数が多い項目について申し上げますと、眼底の11人で、この要因につきましては血圧、血糖値、ストレス、次に多い項目は便でありまして、いわゆる大腸がんの関係でありますが、8人でありまして、要因は食生活やストレス。肝機能、膵機能は11人でありまして、これは主に要因はアルコール。脂質が6人でありまして、要因につきましては食生活やストレスということであります。

こうして見ますと、要因として食生活、ストレス等が上げられていることから、この点に つきましても職員に規則正しい食生活の奨励、役場のストレス解消等に向けた施策を考えて いきたいと考えております。 続きまして、労働安全衛生活動の課題は何かということであります。

町では、町職員健康管理規程及び町職員安全衛生管理要綱に基づきまして、職員の安全及び健康の確保、快適な職場環境の形成に努めております。具体的には、安全衛生管理業務を総括する総務課長等の町職員、衛生管理者、これは保健師であります。職員組合の代表及び産業医、これは新生病院にお願いしておりますが、こういった方々から成る衛生委員会が安全衛生活動に取り組んでおります。

平成28年度におきまして、具体的には安全衛生の年間計画を策定いたしまして活動してまいりました。毎月1回、衛生委員会を開催し、衛生管理の面におきましては定期的な職場巡視による事務室内の温度や湿度、照度などの確認、これに対する対応策の検討、健康管理では、先ほど申し上げました人間ドックや定期検査で精密検査と指導された職員に対する受診をしたかどうかの確認、あるいはしていない場合の奨励、続きまして、メンタルヘルスを行いまして、こういった状況について報告し、また課長会議等でそういった結果も報告して、状況を報告して対応を協議しております。

ストレス結果のチェックから見ますと、やはり職場、部署によって職員のストレスが大き く異なっているということであります。ストレスは精神的な疾患にもつながる要因でありま すので、早急にこの対応を検討していく必要があると思います。

次に、健康づくりでありますが、正規職員95人中、特定健診を必要とされた職員が11人おりまして、率にいたしますとやはり11.6%と非常に高い数字となっております。健康であることが職場、あるいは家庭においても非常に元気で過ごせるもとでありますので、職員の立場といたしましても、やはり住民サービスを滞らせないためにも、まさにこの1つの義務としまして健康づくり、町も進めていければと考えております。

続きまして、仕事と家庭、育児、介護の両立支援ということであります。

職員が育児、介護を行う際には、これについてはいわゆる育児休業法等、法律や町条例で さまざま定めておりますので、その概要について若干説明を申し上げます。

育児につきましてはご存じのとおり、産後8週間産休を取得できます。次に、生まれた子供さんが3歳に達する日までに育児休業を取得できるわけであります。育児休業中につきましては原則無給となりますが、市町村職員共済組合から経済的な支援といたしまして、1歳に達する日までの間、いわゆる育児休業手当金が一定の率で支給されることになっております。

このほか、町条例にも記載がございますが、生後1歳に満たない子を育てる女子職員につ

いて、1日2回その都度認める時間ということで休暇がございます。また、育児をしている職員につきましては、早出遅出が認められておりまして、深夜勤務、これは午後10時から午前5時、また時間外勤務、一定の時間の制限をしておりまして、こういった中で条例等でこの育児の支援をしております。

育児休業法では、このほか育児時間、生後2年まで1日2回育児時間をとりまして、部分 休業、これも該当するところでございます。

次に、介護につきましては条例で介護休暇が設けられておりまして、文章で言いますと、連続する6カ月の期間内において14日以上、2週間以上の期間としております。取得につきましては、1日単位、または時間単位でとることができるわけであります。介護期間中、取得の方法によりましては給料が支給されない場合もございますので、この際は、これも市町村職員共済組合から介護休業手当金が支給されることとなっております。

また、育児の場合と同様に、介護をしている職員につきましては早出、遅出が認められておりまして、同じように深夜勤務の制限、時間外勤務が制限されております。

次に、非常勤職員の方の賃金改定と待遇改善であります。

平成29年4月1日における非常勤職員の人数につきましては、嘱託職員が1日現在におきましては35名、臨時、パート職員合わせまして160名で合計190人となっております。非常勤職員の皆さんの報酬や賃金につきましては、その職位の内容や専門性、他市町村との金額等、あるいは長野県内の最低労働賃金を総合的に勘案して決定してきております。

29年度におきましては、特に保育園、幼稚園に勤務する保育士等の確保もございまして、 その報酬額、賃金については増額をいたしました。一般の方の賃金につきましては、長野県 最低労働賃金を若干でございますが、上回る金額となっております。

平成29年4月1日現在の正規職員98人でありまして、非常勤職員はこの約2倍ほどとなっているわけでございます。勤務内容につきましても、いわゆる一昔前の非正規職員の補助的な業務ではなくて、一定の業務を負担していただき、正規職員と同等の業務を行っていることもありまして、まさに町の施策の円滑な遂行にはなくてはならない存在となっております。

正規職員、こういう考え方でいきますとどうかということでございますが、今後、職員の年齢構成等々を考えますと、この人件費の増もあります。したがいまして、一定の人数を制限をせざるを得ないというように考えております。非常勤職員の皆さん、こういったことを考えますと、非常に役割は重要となってくるわけでございまして、その待遇については、できる限りの改善を図っていく必要があると考えております。

国は働き方改革として、議員おっしゃるとおり、非正規雇用者の待遇改善、長時間労働の 是正を挙げております。町といたしましても、こうした国の動きや他市町村の動向を注意い たしまして、非常勤職員の皆さんが意欲を持って働ける職場づくりを待遇面や職場の環境面 を含めて総合的によい方向に進めていければと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 中村雅代議員。
- ○1番(中村雅代君) いろいろ数字をお知らせいただいたり、取り組みの内容などもお聞かせいただいたんですけれども、そもそもこの働き方改革がこのように叫ばれてきたというのは、電通社員の高橋まつりさんの過労死ということがきっかけでもあります。

本当にその方は電通に入社してから短い期間でそういうことになってしまったわけですので、人ごとではないという思いなんですけれども、実際、当町のそういう時間外勤務の実態などを伺い、当町では年々少しずつですけれども、減ってきているということを伺い、少し安心したんですけれども、近隣の自治体でもこういうことが叫ばれているので、超勤などを減らしていこうというところで、実質、超勤を大枠に決めて勤務手当を減らすという形で、もう何時間以内に上限を決めてというようなこともされてきているようです。

それでも、人員は、公務職場は減らされていくけれども、業務の見直しはされないということで、当町もイベントというか、必要とされるイベントですけれども、土日の出勤などが多いように見受けられます。本当にやっぱり企業だけの話ではなく、メンタルでお休みの方もおいでになりますので、そういうところでは、正規雇用が当町でも、退職があっても非正規雇用に置きかえられている職場もありますので、その辺はちょっと課題もあるかなと思います。

質問なんですけれども、実際、役場ではサービス残業という実態は把握されているでしょうか。ないと思いますが、どうでしょうか。

長時間勤務が恒常化していると思うので、その辺、例えば保育園など事務時間などは認められているのか、お子さんが生活している間は、保育時間の間は書くこともできないし、その辺はどうなっているのか。また、朝早くから出勤なさっている中間管理職なんか、新人の方もそうですけれども、中間管理職の方よく見かけるんですけれども、夕方は残業しないで、できないとか、そういう育児などもあったり、介護があったりするので、朝早くというところなのか、かなり早い時間だなというのも見受けられるんですけれども、実際のところどうでしょうか。

また、2点目は年休の消化なんですけれども、消化といいますか使用状況を伺いまして、ちょっと近隣の自治体の参考に述べさせていただきますが、須坂市では年間8.63日、長野市では9.8日、千曲市では11.1日、上田市では7.5日というようなアンケートの結果があるんですけれども、小布施町では先ほどから平成26年の6.6日、去年が6.8日ということで、ちょっと平均より、ちょっとといいますか、かなり低いなという思いなんですけれども、その点どうでしょうか。もう少し消化という言い方よくないんですけれども、取得率を上げるというところで、どのような工夫が今後されるのか伺いたいと思います。

と申しますのは、例えば振りかえ休日、先ほどの土日の休みのイベントとかありまして、 振りかえ休日をこなすだけで手いっぱいというところじゃないかと思うんですよね。その辺 が年休消化まではいかれない。そういうところが原因ではないかと思うんですけれども、ま た保育園職場の方にちょっと前に聞いたことがあるんですが、代替の保育士さんが見つから ないので、本当にやむを得ず合同で見たりとか、いろいろな方法をとって何とか年休とると ころまでいくんですけれども、やっぱり遠慮してしまったりするというところで、その辺も 取得率が下がっているのではないかと思います。

あと、3点目の病気の休暇状況などを伺ったり、健診の結果を伺って、ちょっと結構深刻な状況だなという思いなんですけれども、例えば重症化を防ぐという意味では、いろいろな自治体ではインフルエンザの予防接種の料金の助成があるとか、そういうことがあるんですけれども、そういうところも当町にはあるんでしょうか。

また、要精密検査など、さっきもスマホの長時間使用の弊害というのがあったんですけれども、例えばパソコンが一番本当に勤務の状況では多いと思うんですが、パソコン使用時の時間を決めているとか、そういう何か工夫などをされたりしているのか、眼底の要精検なので、そこら辺まで影響するのかというのは、ちょっとよくわからないんですけれども、照度とかは、電気のそういうのはあっても、その辺はしっかりされていると思うんですけれども、パソコンなどでは、ちょっとそういうところも考えていかなきゃいけないのかなと、ふと思いましたので、質問です。その点どうでしょうか。

それから、4点目の労働安全活動の課題ということなんですけれども、例えばストレスというか一言では片づけられないと思うんですが、人員とか業務の見直しとか、いろいろかかわってくると思うんですが、そういう、どういった職種に多いかと伺いたいんですが、その辺はちょっといろいろな関連でだめだったらいいですが、例えばどういった職種なのか、イベントが多いところとか、そういうぐらいでいいんですが、教えてください。

あと、5点目の仕事と家庭の両立支援なんですけれども、制度としてはきちんとあるんですけれども、それが実効性のあるものなのかというと、なかなか難しいと思うんですよね。 介護休業などでは、実際取得していらっしゃる方とか、過去にとられた方はおいでになるんでしょうか。

その辺が因果関係というか、ストレス等の原因で、そういう介護の人がいたり、家族で育児にかかる時間があったりとかでストレスになってしまって長期療養になったみたいな、そういう原因というのがあれば、もう少しその辺がとりやすいというか、そういう時間休でとれるようにしていくとか、そんなような工夫も必要だと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

また、なかなか男性の育児休業というか、そういうのは取得、今は少ないんですけれども、 結構啓発しているんですけれども、その点も男性の育児休業の取得状況などもわかりました ら教えてください。

その点、やはり講演とか研修とかで啓発的な機会を設けていただきたいんですけれども、 その点、やっぱり上司の方から年休をとっていただけると部下の方もとりやすいような状況 になると思うんですけれども、そういうセミナーとか、そういう鬱病予防とか、そのような セミナーとか、そういうものはどの程度行われているのか教えてください。

あと最後に、非正規職員の方なんですけれども、賃金、その辺改善していただいているということでとてもありがたいんですが、まだまだ同一賃金までは、ほど遠いと思うんですよね。その点、福利厚生という面で補えるところがあれば改善していっていただきたいんですが、例えばインフルエンザとかノロウィルスなどのそういう感染症とかの特別休暇みたいなのも非正規の方たちにあるのか、忌引はどうなのか、その点わかる範囲でいいんですが、教えてください。

#### 〇議長(関 悦子君) 久保田副町長。

**〇副町長(久保田隆生君)** それでは、中村議員の再質問にお答えを申し上げます。

最初に、サービス残業があるかということでございます。

時間外勤務手当の支給につきましては、原則的には、上司が時間外勤務を行う必要があると判断いたしまして、本人の申し出、あるいは上司の命令によって行っているわけでございます。それが1カ月集計で出てきて、そういった支給をするわけでございますが、自身がやはりいろいろな仕事の関係で時間外で勤務している状況はございます。ですから、そこが非常に難しいところでございまして、あくまで時間外手当の支給というのは、上司の命令によ

って行うというのは大原則ではありますが、実際はご自身の判断で勤務をせざるを得ない状況の中で行っているということがございまして、それをサービス残業というかどうかは別にしましても、いわゆる実際の支給にあらわれない時間外の勤務をされている職員はいらっしゃいます。

続きまして、保育園の関係で、事務的なものを超勤と見るか、それは当然、今申し上げま したとおり、そういった保育園の事務を、一つの当然事務でございますので、それは申請が 上がってきた時点で支給をしておるところでございます。

また、早出遅出の関係というのは、その仕事の内容によっていろいろ早い方もいらっしゃると思う、特に保育園の関係ですか、その方については、恐らく早出の職員というのはパートの方等をお願いしておりますので、そういった方についての支給は当然そういう規定に基づいて、特に保育園の関係は一般の事務の方よりは若干高い金額の支給をさせていただいているところであります。

あと、年次休暇が非常に低いのではないかということで、日数がですね。今おっしゃられたとおり、確かに町の場合、非常にイベントが多いこともございまして、できるだけ代休取得をお願いしてございます。なかなかどうしても平日休めないという中で、代休取得も十分ではないんですが、その関係も確かにあるかと思います。

ただ、いずれにしましても、日数的には2カ月に1回程度という年次休暇でありますので、この点についてはやはりもう少し、せめて1カ月に1回そういったリフレッシュする時間というのは必要かと思っておりますので、これもぜひまた職員の皆さんとも話をさせていただいて、できるだけ休暇がとれるようにはしていきたいと思っております。

続きまして、職員に対するインフルエンザの助成、これはそういった共済組合等でしたか、 これは補助金をやる場合には補助金は出るようになっております。

あと、パソコンの関係の時間の制限ですが、これはそれぞれその仕事をする中でパソコンは使わざるを得ませんので、特別今そういった時間帯の制限というのはしておりません。ただ、やはり健康を害するというような例もございますので、今後パソコンから出る光というんですか、ああいうところが健康に及ぼす害も指摘されておりますので、そういった点、今後さらに注意して、一定の時間がたったときに一定の時間の休憩を入れるとか、あるいは画面から目を離すとか、これはちょっと早急に検討させていただければと思うところでございます。

あと、職場によって、申し上げましたとおり、若干ストレスの多い職場とない職場がござ

います。どの職場ということもないんですが、これはまた多くは、どちらかというと人間関係的なものが非常に多いのかなということでございまして、そこも人事評価の関係の中でもあるんですが、そういった人間関係、よりよい人間関係をつくっていく中で、ストレスというのはかなり職場の中では少なくなってくるんだというようには考えているところであります。

あと、介護の関係で過去とった方がいるかということでありますが、私が入って以来、お 一人、かなり20年以上前で、やめていらっしゃいますが、いらっしゃいまして、実際今申し 上げました介護休暇を最近とった方はいらっしゃいません。

ただ、介護の状態が各家庭にないかというと、それぞれそういった状況の方もいらっしゃいますので、ある意味、時間単位でもとれるということもできますので、この点は職員の方にも一層周知をしていければいいかなというふうには思っています。

あと、男性の育児休業というものは、ほとんど町の職員はとってはおりません。これも男性、女性が育児を家庭の中で一緒になって行うという、そういったことも必要でありますので、これも育児の男性の奨励については、今後、町の職員の方とも話をさせていただいてやっていきたいと。上司の方は、なかなか年齢的にはちょっと難しいんで、そういった該当の職員の方に可能かどうかということも含めて、できるだけこういった形をとっていければと思っているところであります。

次に、6番目、同一労働、同一賃金ということであります。

それで、おっしゃるとおりなかなか、賃金の規定がございまして、規定というか、上げるということについては慎重になってきている状況がございますが、やはり正規職員の数を抑制する中で意欲を持って働いてもらうためには、そういった非常勤の職員の方の待遇改善、これはもう当然進めていかなければいけませんし、国のほうでも今、いわゆる手当的なものも出てはいないんですが、一定のそういった国の指針、またほかの町村等の動向を見まして、できる限りそういった非常勤職員の方の待遇改善、これはもう進めていかなければいけないと思っているところでございます。

福利厚生の面では、非常勤職員の規定がございまして、そういった方にも一定の休暇がとれるようになっておりますので、ちょっと少しお時間いただいて調べさせていただいて、連絡申し上げようと思いますが、規定の中で町職員、正規職員だけじゃなくて、一定の休みですか、とれるような形になっております。

たしか忌引は何日か非常勤の嘱託のほうの方はあったと思いますが、ご連絡いたします。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(関 悦子君) 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長(関 悦子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 一 広 君

〇議長(関 悦子君) 順次発言を許可します。

8番、小林一広議員。

[8番 小林一広君登壇]

**〇8番(小林一広君)** それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

最近、既存農家の方に、新規就農者に対して行政は十分な対応をしているが、既存農家への対応が不足しているのではないかと思われている方がおります。5農協の合併により新しくJAながのがスタートし、農業を取り巻く環境が激変しようとしております。不安を抱えている農家も多くおります。

そんな中でも、小布施町では新規就農者の定着と活躍が注目されております。定住促進の面からも、遊休農地、荒廃農地の活性化、再生と非常に重要な役割を担ってきております。 また、ある意味、一農家にとっては後継者のような役割にも似た役目を果たしてきております。 す。

現在、ひとり立ちしている方は2名、補助金を受給している方が12名、里親農家で研修を 今年度から始めた方が3名、計17名という状況でございます。新規就農者の方は、見知らぬ 土地に来て知り合い、友人づくりから始めなくてはなりません。機械もなく設備もなく、も ちろんゼロからのスタートであることは十分承知しております。しかし、既存農家の方には、 やはり農業立町としての小布施町の農業をしっかり担っていっていただきたいと思います。 それには当然もうかる農業の経営が必要と考えます。

6月会議冒頭、町長の挨拶の中でも、基幹産業と位置づける町農業が抱える課題を洗い出 し、さらに総合産業として今後進めるために求められる方策を明確にすることを目的にし、 いろいろと進めていくという趣旨の町の農業に関するお話もございました。

そこで、やはり既存農家の方の中にはそういった懸念を抱いている方もおりますので、既 存農家への対応、またメッセージなどありましたらお聞かせ願いたいと思います。

# 〇議長(関 悦子君) 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

〇町長(市村良三君) 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆さんは、お忙しい中、ありがとうございます。

ただいまの小林議員のご質問にお答えを申し上げます。

当町における農業の諸課題の中でも、次代の農業を担うお若い方の育成は喫緊の課題であります。そのために、当町においても、特に農家出身の方に限ることなく、新たに参入する方を対象に国の支援制度も活用しながら、全国から新規就農者の招聘支援を重点的に進めてまりました。また、その成果も出ていると認識をしております。

また、新規就農者支援事業とは別に、足腰の強い農業・農村づくりに向けた取り組みも図っており、これまで時代の要請に見合った農業振興策を進めてまいりました。

現在取り組んでいる大きなものは、町の知名度を生かし、小布施の名を冠して農産物を全国の消費地に対し販売戦略を展開していく小布施ブランド戦略事業、また、都市圏を中心にして多くの来訪者が訪れてくださる中で、おもてなしと人と人との交流を介し直接販売につなげる環境づくりなどを町全体の取り組みとして進めております。こうした取り組みをもって、ほかの産地に打ち勝つ強い産地づくりを目指してきたものであります。

また、ここ数年は土地改良区などのご努力もあって、将来に向けた農業基盤整備の更新に力を注ぎ、畑地かん水施設や農道などの補修など、農家の皆さんが営農しやすく高品質な生産や出荷体制の維持に向けた事業を重点に取り組んでいるところであり、こうした事業を通じ、農家の皆さんがよりよい農業経営体として確立されることを願い実施しているものであり、これも一定の成果は出ているものというふうに思っております。

そうした中で、小林議員のご指摘についても、実際に農家の方から疑問として投げかけて いただいてもおります。町農業が抱える課題として認識をしているところであります。

農業に従事されている皆さんの減少や高齢化、遊休農地の問題など、実際に耕作する上で必要な労働力や面積等の減少に加え、JAの合併、先行き不透明なTPPなど農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしております。今後の農業施策にどのような影響を与えるか少し不分明な状況にもあります。

そうした農業が抱える問題、さらに小布施の農業が見据える未来像について、農家の皆さんと課題と方向性を共有していく必要というもの、これは議員のご指摘でありますけれども、その必要性は強く認識をしております。そのために今年度、地域や各種団体の関係者の皆さんと膝を交えた懇談の場をさまざまな場面を通じて開催をしていく予定であります。

これは単なる現状維持や対症療法的な支援にとどまらず、将来を見据えた小布施の農家の皆さんが希望を持って生き生きと農業に携われるような施策の構築につなげるためにも、まずは農家の皆さんが何をお望みになっておいでになるのか、その課題をきちんと把握することから始めたいと考えているからであります。

こうした課題を認識した上で、強い産地づくりに向け私ども行政のみならず関係機関、さらには農家ご自身が役割として今後何が求められていくのかというようなこと、またそれぞれが行うこと、行わなければならないことというような事柄を明確にしながら、冒頭で申し上げた総合産業として農業振興策、これ自体が町産業の振興につながっていくものだというふうに思っておりますので、進めてまいりたい、つなげてまいりたいというふうに思っております。

少し具体的に踏み込んでみたいと思いますけれども、これは何度も申し上げておりますし、 今でも私の強い信念でありますけれども、小布施農業の振興、これは農家の皆さんがやはり 直接消費者、生活者の皆さんに販売していただくこと、これによって利益も得られますし、 それから次の生産にもしっかりつながっていく、先の見える農業につながっていくというふ うにも思っているわけであります。

そのためにはどうしたらいいんだろうかということでありますけれども、さらに小布施町の知名度というものをもっともっと上げるべきというふうに思っております。そうしたことから、いろいろなメディアに農業と小布施町をきちんとセットにした取り上げをしていただくような仕掛けをしていきたいというふうに思います。少しずつそういう取り上げ方をしていただくメディアもふえてきているのも事実であります。

さらには、農家と都市部の、先ほども申し上げましたけれども、生活者が交流できる場を もっともっとつくっていくということであります。そして、その交流の中からお客様になっ ていただき、直接農家の皆さんの安心・安全な、しかもおいしい果物や野菜を買っていただ くという仕組みづくりが必要というふうに思います。

それから、ここへ来て考えますのは、JAも大変大きくなられて、少し農家から直接のまとまりというのが少なくなってきてしまったのかなというふうにも思います。それはそれで仕方がないことでありますけれども、原初に戻って、こういう売り方をしていくためには、生産、販売、あるいは出荷において、もう一度その共同ということを考えて、そういう仕組みづくりをすることが大切だろうというふうに思います。5人、10人、20人、これはもう何人でも結構ですので仲間づくりをしていただいて、生産、そして出荷、販売というようなことを共同して行っていただく、そのための支援をさせていただくということが重要だろうというふうに思います。

それから、先ほども触れましたけれども、土地改良区が中心になって、これから次代を担う若い人たちにとっても重要に思われる小布施町の農業基盤を再度整備をしていくと。今進めていただいて大変ありがたいことなんでありますけれども、田んぼの方をもう少し進めて、さらにかぶせる形で畑かんがいの施設も続けていただけるということであります。これについてもご支援を申し上げるということです。

それから、ブラムリーも新しい産物として、ある程度のご評価をいただけるようになって まいりましたけれども、さらに再度新しい果樹、あるいは新しい野菜、そういうものについ ても目を向けながら、芽があるものについてはご支援をしていきたいというふうにも思いま す。

小布施町は、さまざまなチャンスにあふれた町でありますし、その基幹をなしている農業についても大きなチャンスがあると思います。ですから、ぜひ希望を持っていただいて、さまざまなことを農家自身のご努力によっても進めていただきたいと思いますし、私たちは、それを一生懸命いろんな形で応援をさせていただきたいというふうに思います。そんなことも含めながら、先ほど申し上げた懇談会的なものを順次行っていきたい。できるだけ多くの皆さんのご意見を伺いながら施策を立てていきたいというふうに思います。

以上、答弁であります。

- 〇議長(関 悦子君) 小林一広議員。
- **〇8番(小林一広君)** いろいろな形で既存農家への応援をしていただけるということが確認

できまして、非常に安心しております。

そういった中で、今後の進め方として、総合産業として農家を位置づけていくというお言葉がありました。これは非常にすばらしいことだと、私、考えます。しかし、農家の意識改革の中に総合産業という意識が芽生えるにはどういったことが必要かという、ちょっとまた疑問を持っております。やはり農家の多くの方は、私は農家だと、既存の農家に対して結構執着してしまいます。商工業ではないというような、かたくなにやっぱり生産に意識を向けた方がかなり多くいらっしゃいます。そういった既存の感覚からいかに変革させていくかというのが非常に大きな課題だと思っております。

以前、農業会議が企画され、数年間行われた経緯もございます。そういった中で農業を総合産業としていくためには、農家の意識改革、ぜひ行政としても指導していただきたいと思います。これは具体的にはどういったことかというのは、これからまた考えると思うんですけれども、そういった農家の意識改革のあり方についての認識はどのようにお考えですか。

#### 〇議長(関 悦子君) 市村町長。

**〇町長(市村良三君)** 再質問にお答えを申し上げます。

農家の意識改革というと大変失礼な話だなというふうに私は思いますし、そんなことはできないというふうには思っております。ですけれども、直接販売をしていく、つまり商工業者ではないんだという認識は、少しやっぱりお変えいただいたほうがいいと思うんですね。それは、農業という業というのは、生産から販売まで行っていただいて初めて業だろうというふうに私は考えます。実際、小布施の町の中でも、そうした直接販売をされる方がどんどんふえてきていらっしゃる。大変心強いことだというふうに思います。

その方策とすれば、1つには、今、国を挙げて国策として観光というようなことが言われているわけでありますけれども、私は必ずしも国で言う観光政策というものにくみするものではありません。むしろ、恐らくその基幹産業というものの農業と旅行というものとを組み合わせられないかなというふうにも思います。

ですから、小布施町の例えばDMOの中に農業というものをしっかり組み込んだ旅をつくるとか、そういうふうな方向で農家の方とお客様と直接接していただく機会をつくれば、おのずからそういうふうな形に変わっていくだろうということもあります。1つの方策としては、そういうふうには考えられるなというふうにも思います。

今、小布施が置かれている非常にいい位置というか、チャンスというか、これをやっぱり 農業に生かすべきときというふうに思いますし、そういうことになっていけば、おのずから 農家の方も自分で商売をされるという方向に向かっていくのではないかというふうにも考え られます。

以上であります。

- 〇議長(関 悦子君) 小林一広議員。
- ○8番(小林一広君) 今、農家の意識改革ということは、ちょっと失礼な言葉だというお話がありました。もし、そういった認識を持たれたんでありますれば訂正させていただきます。ただ、以前、農業会議で農家のある主婦がこんなお話をしておりました。贈答用の畑と農協用の畑と分けて営農していると。贈答用はそれなりに販売できるが、農協用は出荷できるものに対しては受け入れてくれるが、規格から外れたものは引き取ってくれないと。これを何とかお金にしたいんだという、そういった趣旨のお話がありました。

やはりこれは贈答用の価値をしっかりとその農家が認識を持って、自信を持って設定していただく。価格をそこで上げていただくことによって、農協で漏れた、そういった品物の価格を当然カバーできるものだというふうに考えております。やはりそれには多方面の品質の見比べ、いろんなところでの販売している価格と自分の生産した品物との見比べ、そういったものを当然していかなければなりません。

農家の大切な気持ちは、もったいないという気持ちは当然あります。これは大切な、どんな商売、どんな産業でもそうですけれども、それはそう思います。だけども、それを余りにも意識し過ぎるがために、逆にネックになっていっているんではないかというような私の感覚があります。そういった面で、いわば交流によって販売が生まれる、直接販売生まれる、非常にいいことだと思います。そこを自信持って売るという、そういった意識の変革を私は一応求めているんでありまして、その辺についてはどうお思いでしょうか。

- 〇議長(関 悦子君) 市村町長。
- ○町長(市村良三君) 農家の皆さんの意識改革というようなことで、私たち行政が主導というのが失礼であって、小林議員は農家でいらっしゃるので全然失礼ではないと。私たちがそれを言ったら失礼だと、そういう意味であります。それをお断りを申し上げて、再々質問にお答えをいたします。

私は、なぜその交流が必要かというふうに考えますと、農家のあり方、農家の実際ということを実際の召し上がっていただく消費者、生活者の皆さんに知っていただくことが大事だろうというふうに考えるんです。農家というのは、皆さん方はよそからいただき物をして、それがリンゴであったり、ブドウだったりするときに、見ばえから何から何まで完璧なもの

をいただいているでしょうと。だけど、農家はそうはいきませんよと。中には形のふぞろいのものも出てしまうんだと。そういうことを知っていただく。そして、本当に安心・安全でおいしいということがわかっていただければ、若干その贈答用からは値段が下がるかもしれませんけれども、多くの方に自家用として使っていただけるのではないかというふうに思うんですね。

ですから、農家というものは、どういうことなのかということをやっぱり知っていただく。 親しみを持って接していただきながら、それが信頼に変わっていくというような、そういう 仕組みが必要だろうというふうに思います。お互いに何を欲していて、どんなことが知りた いんだということがわかり合えることが重要だというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(関 悦子君) 小林一広議員。
- ○8番(小林一広君) 冒頭、総合計画ということを、総合産業としての農業の確立をこれからいろんな基幹産業と打ち合わせして、確実にしていくということでございます。総合産業として農業が確立されるのは非常にいいことです。そういった中で、やはり総合産業として発展するには、町長が以前からおっしゃっている小布施町は農業立町だということでございます。そうした中で農業をもっともっと伸ばすには、この農村風景というのは非常に大切であるというふうに考えております。

そういった総合産業のまた交流会の中でお話しすればよろしいのですが、少し述べさせて いただきますと、ことし2月に農家としてナパバレーに視察させていただきました。やはり 景観と農業の両立が非常にできているすばらしい地域だというふうに考えております。

小布施町の場合には長野電鉄という線が走っておりまして、その東と西によって風景が違うというふうに思っている住民の方はやっぱり多いです。そういった中で東側が開発発展地域だと。西側は何か未開発地域というような認識を持たれる方もおります。私は決してそうは思っていなくて、この区切りが非常に小布施町の景観を維持しているんだというふうに思っております。

そういった総合産業として確立する中で、当然もうかる農業をしていただく、そういった中で、またその景観というものも大切にしていっていただきたいと考えております。そういった面で既存農家へのまた後押しになれば、すばらしい小布施町の農業の発展につながるんではないかと思っております。

それとあと、効率的な作業というものも、総合産業として農業を確立するには非常に大切

だと思っております。若干ちょっと余談にはなるかと思うんですけれども、ことし電動剪定 ばさみというものを私初めて使わさせていただきました。小布施町は果樹農家が多いですか ら、高齢者の剪定作業等、非常にきついものがあります。その電動ばさみを使うことによっ て非常に労力が軽減されております。そういった面で、そういった新しい農業の作業の軽減 ということで、そういった補助もこの総合産業として考える中で考えていただければおもし ろいかなと思っております。

それにしても、既存農家への後押しをしていただき、新規就農者の定着に、またそういったこともつながるんではないかと思いますので、景観、またそういった農作業効率を含めて ちょっとお伺いできればと思います。

- 〇議長(関 悦子君) 市村町長。
- ○町長(市村良三君) もちろん小布施町の農業の強みというのは、大半が露地で、農村景観が極めて良好に保たれているということが背景にあると思います。ですから、その維持というのは非常に重要だなというふうには思っております。

それから、今の効率化するためのその道具とか、そういう話、事細かな話というのは、これから全体でいろんなお話を伺う中で、どういうことが一番効果があるのかということを図っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(関 悦子君) 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

# ◇ 小 西 和 実 君

○議長(関 悦子君) 続いて、4番、小西和実議員。

[4番 小西和実君登壇]

〇4番(小西和実君) それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1点目は、ナパバレー視察の成果と今後の展開についてということで質問させていただきます。

ことしの2月に、観光農業の先進地として有名なアメリカのカリフォルニア州にあるナパバレーへ今後の小布施町の農業振興施策の検討のため視察が行われました。参加者を募集した町報11月号では、「アメリカ・ナパバレー視察研修の参加者を募集します」と題して、農

業立町の小布施町、カリフォルニア州ナパバレーを視察し、農業の魅力で小布施町の農産物など地域資源に付加価値をつけて売り出す地域商社の設立を目指します。農業者や農産物加工者、まちづくりや地域商社の設立に意欲のある参加者を募集しますとありました。

この視察、こういった形で募集をしていたわけなんですが、この視察が行われた今となって、今後、視察の結果の評価を生かしまして、取り組む価値のあるものがあれば、速やかにかつ力を入れて推進していく必要があると考えられます。その視察の成果について説明をしてください。

また、今後の展開について、どのような展開をしていくということになっているのか、そのビジョンなどを明らかにしてください。

〇議長(関 悦子君) 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

**〇企画政策課長(西原周二君)** ナパバレー視察の成果と今後の展開についてご答弁申し上げます。

農業の魅力で小布施町に多くの皆さんが訪れるとともに、農産物など地域資源に付加価値をつけて売り出す地域商社機能の構築と強化を目指し、その可能性、手法を学ぶため、小布施町で意欲的に農業を営み、地域商社に関心をお持ちの農家の皆さん4名と町職員2名でアメリカ・ナパバレーへの視察を行いました。

ご承知のとおり、ナパバレーはワイン産業の盛んな世界的にも有名な観光地域です。広大な農地にワインブドウが栽培され、加工施設も整い、遠地やワイナリーをめぐるワイントレインが走り、美しい町並みとともに農業と観光が融合し、多くの来訪者を招き入れています。 視察の成果としましては、ナパバレーは小布施町のまちづくりや交流観光の考え方など共通点が多く、農業の6次産業化、総合産業としての推進、農業を中心としたDMO、観光地域づくりを進める上で多くのヒントを得ることができたと感じております。

参加いただいた皆さんからは研修報告もいただき、今後の展開を考える会議も開催させていただいております。ご自身が観光農園ワイナリーの経営に向けて動き始めていたり、遠地をめぐる広域観光バスの運行を実現させたいとの意見も伺っております。引き続き参加された皆さんと実現可能な事業の相談をさせていただきたいと考えております。

この事業は国の地方創生推進交付金を活用し、視察を含めた3年間で地域商社による農業と地域づくり一体化を目指す事業として実施したものです。地域の高付加価値化創造や地域をまるごと観光地化するための基礎調査としてナパバレーを視察し、ことしは農産物のブラ

ンド化と地域商社機能の構築と強化のため小布施町振興公社とも連携し、地域商社機能協議会に参加をしています。来年は農業と観光の融合を図り、地域をまるごと観光地化することを目指していきます。

地域商社は個々の生産者、事業者と連携し、地域産品のマーケティング、販路開拓、観光等の異分野連携を含めたビジネスモデルを一体的にまとめ上げる必要があり、現時点では小布施町振興公社がその役割を担う組織体として最も適していると考えています。視察に行っていただいた農家の皆さんと一緒に、また賛同いただける皆さんにも広くお声がけをさせていただき、推進していきたいと考えております。

速やかに力を入れて推進すべきとのご指摘につきましては、地域商社協議会に参加する中、 他地域の地域商社の活動を勉強させていただき、小布施町における地域商社のあり方を検討 している最中です。走り始めたばかりの事業ですので、しっかりと準備をして進めていきた いと思っております。

小西議員を初め多くの皆さんのご助言、ご支援とご協力をいただき、農業と地域づくりを 一体化する事業として実現してまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(関 悦子君) 小西和実議員。
- ○4番(小西和実君) それでは、答弁いただいた内容に沿って再質問させていただきます。 大きく分けて2点なんですが、1点目は、今答弁いただいた内容で、町政として取り組ん でいる中で、ちょっと整合性がとれるのかどうかというところで確認したいことがまず1点 目です。

先ほどの小林一広議員の質問の中で、市村町長のほうは、観光ではなく交流中心であるということを、農業立町としても考えているということを答弁いただいているわけですが、先ほどの答弁いただいた中では、地域をまるごと観光地化するというコンセプトを回答としていただいたので、ちょっと観光地に寄ってしまうのかなというところが懸念されるんですけれども、そのあたりのことはどういう形で考えていらっしゃるか。

観光地ではないということであれば、交流の産業としてやっているということでもいいんですが、少しちょっと詳しく説明をしていただきたいということが1点と、もう一つは、全国各地が先ほどの地域商社の協議会であるとライバルになってくるということがあります。

最新の研究機関の調査では、各自治体が工場の誘致等、ほかのところから産業を持ってくるよりも、地域の資源を生かした事業を行っていくということで人材の雇用をしていくとい

うことを考えていくということで、どこも全てライバルになってきてしまっているというの が現状だと思います。

そういったところに、地域商社はもちろん協議会に出ていくということもすごく大事なことだとは思うんですが、ライバル同士で同じような情報を共有しているだけでは、例えば東京都がライバルだとか、そういうことになってしまったりするわけで、やはり一歩先に出ていかなければ、ほかから獲得できていかないということがあると思います。

そのあたりはどのような戦略なり、戦術なり、方策を考えているかということで、ほかより抜きんでるための何かはあるのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。総合して推進していただきたいと思っているんですが、そのあたりをお願いいたします。

### 〇議長(関 悦子君) 西原企画政策課長。

○企画政策課長(西原周二君) 先ほどの町長の答弁の中で、農業と来訪される方を一体的に考えるという、いわゆる交流の考え方と、私が答弁させていただいた地域をまるごと観光地化するというのが少しずれているんではないかというご指摘かと思いますけれども、現在、比較的北斎館を中心とした町中心部に来訪者が多く訪れていただいている中で、地域をまるごとという意味としましては、小布施町全体ということを認識しております。

農村部にも多くの皆様が訪れていただくということで、地域をまるごと観光地化するという言い回しにつきましては、若干それぞれ捉え方が違ってくるかと思うんですけれども、小布施町全体、農業を一体として考える地域づくりという点では一緒の方向であるというふうに考えております。

あとまた、いわゆるDMO、観光地域づくりというようなことを考えていますので、私の答弁の中では、どうしても観光という言葉を中心に使わせていただきましたが、方向としましては農業中心ということで一緒と思っております。

2点目の地域商社協議会等に参加して、全国と同じようなことをやってもいかがなものか ということではありますけれども、地域商社におきましては、かなり先進的に進めている商 社が全国幾つかあります。そういった先進的な事業については、ぜひ学ばせていただいたり して、小布施独自のものを見出していきたいと思っております。

レストランバスを走らせて、いわゆる農地をめぐったりしているというような活動をされている地域商社というか、そういった会社がございまして、先ほど答弁で申し上げました小布施町の圃場等を広域的に走らせるバスの運行を考えたいというようなところにつきましては、そういったレストランバスを運行されている地域商社、事業者等とも連携をしていきな

がら、小布施町でできることがないかということを検討してまいりたいと思っております。 以上です。

- 〇議長(関 悦子君) 小西和実議員。
- ○4番(小西和実君) 今答弁いただいたんですが、地域のほかのところはどうかということではなくて、もちろん学んでいただくのは大事で、それにさらにプラスして、小布施町で、要は事業をすることによって、その価値を見出すことができるかどうかということを尋ねたかったわけなんですが、もし、要はそこに集中的にある程度資源を投入すれば町の産業がよくなるということであれば、やはり農業の産業として資本を投下して、資源を投下してやっていくということは非常にスピードが大事なことであって、スピード感を持って速やかに進めていただきたいなということを最終的にちょっと確認をしたいわけなんですが、そのあたりというのは、いろいろ研究されている中では、小布施町ではある程度そういった内容をやっていくことが効果が見出せるだろうということを把握しているのでしょうか。聞きたいところは、そこが最終的なところです。
- 〇議長(関 悦子君) 西原企画政策課長。
- ○企画政策課長(西原周二君) 小布施町におきまして、今後そこで価値を生み出せるかどうかというのは、現時点では、まさにいろいろな検証をしている最中ということで、はっきり申し上げることができないんですけれども、須高地域全体が果樹として非常に有名な地域であります。隣の高山村については、近年、ワインブドウが非常に全国的にも高い評価を受けている中で、広域的な観光ルートを結ぶということは、小布施町だけの魅力だけで勝負をするんではなくて、地域の農産物も含めて、全国、もしくは世界に売り出していくということが可能かなということは思っております。

スピード感につきましては、平成29年2月に視察行ったばかりで、今参加いただいた皆さんや小布施町振興公社とも協議を進めているところであります。ご指摘いただいたスピード感も大切にしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(関 悦子君) 小西和実議員。
- ○4番(小西和実君) それでは、2問目に移らせていただきます。

役場職員人事の現状について質問させていただきます。

昨年6月にも人事異動について質問させていただきました。今回は異動だけでなく採用と 人事評価についても注目すべきときであり、採用、異動、評価に基づいて総合的に3点質問 させていただきます。

まず1点目、採用についてということなんですが、こちらは3月に採用のために行った任期付職員の募集がうまくいかず、引き継ぎができずに業務が滞ってしまっているというのが現状であります。これは非常に重大な責任があり大変な問題であると考えていますが、今後どうするのか、その方法についてお尋ねいたします。

2点目については異動についてということなんですが、こちらは昨年6月のときにも同じような質問をしたわけですが、そのときから1年たって、今回の4月の定期的な人事異動でも、長期に同じ部署に滞留している職員全ての異動は果たされませんでした。当然、長期間異動していない人材全でを異動させるのは無理なことであるかもしれませんが、10年、15年と長期にわたって異動していない職員を可能な限り異動させることを優先するべきではなかったかというところがお尋ねしたいところです。見解をお聞かせください。

3点目についてなんですが、こちらは人事評価制度についてなんですが、昨年度から人事 評価制度が導入され、民間に人事制度が近づいていると思われます。そういった中で昨年度 初めて行われたというところなんですが、評価実績をどのように人事及び給与に反映させて いくのか、その展望について明らかにしてください。

# 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

〇総務課長(田中助一君) それでは、ただいまの小西議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目ですが、任期付職員の採用の件でご質問いただきました。これにつきましては、平成29年度予算で新たに地方創生事業の協働事業に関する企画運営、重点施策の調査、研究、施策の構築、情報発信等を柱に全庁的な組織の調整の役割を担う職員、これを募集したわけであります。募集後、試験を行いましたが、残念ながら採用には至りませんでした。今後につきましては、今回補正予算を議案で提出させていただいておりますが、昨年度と同じ、これらの事業を引き継ぐ主任研究員として非常勤特別職の任用を予定しております。

任期付職員の採用は、役場内部に職員として入ることで慶應SDMの主任研究員が行っていた事業を引き継ぎ、かつ役場庁舎内で横断的に調整を行い、事業を推進する一般の職員を想定しておりました。今回の主任研究員につきましては、以前の主任研究員と同じ事業、職務内容も以前の継続となります。また、主任研究員を予定している方も以前と同じ方にお願いをする予定であります。

3カ月の間、いわゆる空白の時間ができたということでありますが、この研究員につきま

しては、小布施町にとって、とてもかけがえのない人材であるというふうに認識をしております。町が当初予定していたとおり、役場の中に入って各部署の調整までする一般職とはなりませんでしたが、今後も民間人としての立場をあわせ持つ非常勤の特別職として、一定の距離を保ちながら、今まで以上に地方創生事業を含め町の重点事業でもこれまで以上の活躍をしていただける、そのように思っております。

2つ目の異動についてであります。

異動につきましては、以前から御指摘もあり、可能な限り長期にわたり異動してない職員につきましては、異動できるか検討としているところであります。必ず今の職に何年ついていたのかといった資料を手元に置いて検討を行います。今回の異動でも、長期にわたり異動がなかった職員の異動を行っております。

職員の異動につきましては、平成28年6月会議、12月会議でも小渕議員、冨岡議員からも ご質問があり、お答えをしてあるとおり、3年から5年程度で異動することが適当であると いう認識を持っておりまして、職員のモチベーション向上や町の施策推進に資することを踏 まえ、町民の皆さんに最高のサービスを提供することを念頭に行っているものであります。

一方で、経験によるより深い理解や積み重ねた知識が大きく町民の皆さんへのサービスに 貢献している点、逆になれによる改革意識への低下などが起こる場合もありまして、総合的 に判断させていただいた上で決定するようにしております。

なお、専門職につきましては、ほぼ異動を行わない場合もございます。保健師、栄養士、 保育士、幼稚園教諭、土木技師など専門職等であります。また、これらに準じる専門性の高 い職員もなかなか異動することが容易でなく、職務の内容も二、三年で身につくものではあ りません。

なお、これらの専門職に準じるような職員につきましては、異動を見込んだ上で、次にその業務を引き継ぐような職員育成も同時に行っております。

今後、職員の異動につきましては、できるだけ原則に沿えるように努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3番目の人事評価制度についてであります。

人事評価につきましては、地方公務員制度の改正によりまして、昨年度から制度に沿って 実施をしております。具体的には半年に一度の業務目標の設定及びその評価、また1年に一 度の能力評価を行いました。既に結果は12月に支給しました勤勉手当等に反映をしておりま す。 なお、能力評価につきましては、ことし3月までの評価となっておりまして、原則来年4 月の定時昇給の際に慎重に検討をしていく予定であります。

人事評価につきましては今動き出したばかりの制度でありまして、職員の意見もお聞きした上で精度を高め、評価者と被評価者がともに共通の目標に向かい力を合わせることで、住民サービスの向上に資するようにしてまいりたいと思っております。

### 〇議長(関 悦子君) 小西和実議員。

**〇4番(小西和実君)** それでは、答弁に基づきまして再質問させていただきます。

ちょっと順番が変わってしまうので、3点目の人事評価制度については、あした福島議員から質問がありますので、このあたりにして、別のほうの2点について集中的にしていきたいと思うんですが、異動についてというところですが、昨年の6月、小渕議員がこのまさしくきょう同じ日の一般質問に対するところでですが、答弁として、職員が1つの部署に在籍する期間は3年から5年が適当と、先ほど答えていただいた内容を同じことを回答していただいていました。

私自身も、その後、まさに昨年のきょう質問した中でも同じように回答をしていただいているわけですが、同じように昨年この6月会議でそういうやりとりをした中でも、傍聴にお越しくださった各自治会長の皆さんとの懇親会、懇談会がこの後の時間にあるわけですけれども、やはりそこで話題に上がって、非常に長期に異動していないことはおかしいということを多くの自治会長の皆さんがおっしゃっておりました。これは1つの民意であろうということを考えています。

そういったところを、やはりみんなそういうことを聞いてしまうと、そう思うということ は当然のことですので、当然何かしらしっかりと対応されているとは思うんですが、そうい った意見も出てきますので、もう少し何か配慮していただくという方法はないのかなという ところをもう一度ちょっとお尋ねしてみたいんですが、当然、努力していただいているとこ ろはわかっているんですが、何かしらないかということを再度ちょっと確認させていただき たいと思います。

採用についてですが、こちらは回答いただいた内容では、確認したいんですが、質問として2点あります。1つは、募集の人数、応募者は何人だったのかということをちょっと確認したいと思います。

議会のほうで私個人の議員として確認の段階でなんですが、募集の期間が15日と短過ぎる ということと、小布施町に住むことを条件にしているということが厳し過ぎて、ほとんどの 方は応募しないのではないかという懸念を最初から示しました。応募が集まらなくて採用に 至らない可能性が大きいのではないかという指摘をしたわけですが、大丈夫なんだというこ とで今回していただいて、先ほど答弁の中にあるように、3カ月の間、いわゆる空白の時間 ができたということをおっしゃっているわけですね。これは明らかに過失というか、になる のかなというところで、非常に答弁の内容としては、ちょっと確認したいなと思ったわけで す。

町としては、やはり組織として遅滞なく、滞りなく日々の業務を進めていかなければならないという中で、3カ月の空白ということは非常に重大な問題でありまして、2点目については、この責任というのは誰がとるのだろうかということを確認したいと思います。

この2点ですね。応募者は何人だったのかということと、3カ月も遅滞してしまっている、この空白の期間という責任は誰がどのようにとるのかということを、議会側として最初に指摘していたのに起きてしまったということで、ちょっと確認をしておきたいんですが、その2点、答弁お願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。
- ○総務課長(田中助一君) 小西議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、異動の件であります。

昨年から異動なかなかしないということの中で、きょうもこの後あるんですけれども、自 治会長の皆さんとの懇談会の中で、そういうご意見をいただいたということであります。私 どもも、そういった点につきましては非常に重く受けとめて、できる限り異動をかけたいと いうことで努力をしているつもりであります。

その中で、やはり毎回、この異動をするときに、先ほども申し上げましたが、必ず何年だみたいなことを横に置いてやるわけですね。異動の場合は単に1人を動かすということでなく、非常にバランスですとか、そういったものをとらなければならない中で、かなり今、先ほど申し上げたとおり専門的になっている場合が多いです。そういった人間、職員を動かすというときは、かなり慎重にやらなければならない。

先ほど中村議員からもご質問あったとおり、結構、結果として動いたところで職員が倒れたというようなことが過去にもございました。こういったものの反省も踏まえて、できる限り異動によって劇的なその変化が起きるようなことは避けようという思いもあります。職員の健康管理につきましても、やはり重点的に考えていかなければならないということであります。

とは言いながら、私どもも考えは一緒でして、やはりある程度3年から5年という中で、 できる限り動かしていきたいなというふうなことは考えておりますので、その点またご理解 をいただきたいと思います。

2点目の採用に関してでございます。

こちらについては、一度全協のほうでもお話をさせていただきました。この募集に関して 非常に少ない人数でありまして、そのことが今後お話を進める中で、要はある程度特定され てしまうという危険性がありまして、できれば守秘義務の関係から、その人数については控 えさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、任期付職員でありますが、やはり期間が短いということに対しましては、できる限り早く事業を進めたかったという思いもありますが、本来は全協でもご説明したとおり、いわゆる選考という形をとれます。この選考というのは、ある程度の人間を限った中で選ぶということでありますけれども、その中で面接なり、あるいは書類選考をもって行うことでありますが、それができない状況になってしまったということが1点あります。その詳細については全協で申し上げたとおりであります。

そのような中で、できる限りほかに影響を及ぼさないようなことを考慮しまして、一般の 公募をしながら試験を行うという選択肢になりました。当然、先ほど申したとおり、本来は 選考でやりたかったという中で、やむを得ない措置であったというふうに考えております。

新しい任期付職員の中では、新しい職務についてもお願いをしている予定でおりましたけれども、それ以外のものについては全くの継続でありまして、継続の部分については、その職員がいない部分も、小布施町として担って事業を進めている部分がございます。全く進まなかったということではございません。その中で新しい任務については、例えば庁内で調整するですとか、そういったことについてはかなわなかったわけですが、非常に大きな影響といいますか、そういったものは実際にはなかったんではないかというふうに感じております。いずれにしましても、できる限り早く、これはこれからの委員会の審議もございますので、そちらのほうを審議していただきまして、できる限り早く事業を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 小西和実議員。
- ○4番(小西和実君) 再質問させていただきます。

今答弁いただいたところで、およそ理解できたところがあるわけですが、3カ月の空白の 時間というところで最終的にちょっと確認しておきたいなと思うところなんですが、同じ方 を採用するということですが、3カ月間休んでいただいたところもありますし、きっと、その間いろいろな活動もされていたのかもしれませんし、そして役場も組織として対応してくださったということで、ただただ回答の言葉では空白ができたということで今聞いてしまったわけなんですけれども、ただただ空白ではなくて、組織としてちゃんと対応もしていたし、採用後のまたやってくださる方も、しっかりといなかった分も含めて取り返す以上のことをしていただくということを確認できればいいわけなんですが、そのあたりというのは自信を持ってそう答えていただけるでしょうか。

- 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。
- ○総務課長(田中助一君) 今、再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、非常勤の特別職として今後やるという中には、ご自身も活躍をほかでされている部分もありまして、そういった面がより効果的に後の仕事にも反映してくるものだろうというふうに考えておりますし、空白という言葉を使いましたけれども、決して空白ではなく、これから十分取り戻せるものというふうに考えております。

○議長(関 悦子君) 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長(関 悦子君) 続いて、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

**〇7番(小林 茂君)** それでは、通告に基づきまして2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、公共施設等総合管理計画の今後の取り組みについてをお尋ねいたします。

今現在ここにいるこの役場庁舎初め、公民館、そしてまた隣接する例えば栗ガ丘小学校等々、町所有の公共施設というのは、それぞれがそれぞれの目的に応じてつくられ、そして今現在有効活用されているわけでありますが、これら全て町民の皆さんの生活を支える基盤、施設として、その役割を果たしているわけであります。ただ、年々それらは老朽化が進んで、いずれは大規模改修や建てかえが必ず必要になります。

しかし、今後は少子高齢化が進み人口減少社会となって、社会の構造や町民ニーズが建設 当時とは大きく変わってしまう。そして将来それぞれあるそれらの施設のあるべき姿という のを今から根本的に見直す必要があります。

しかし、財政状況を考えたときには、長期的には人口減少により町税の伸びはそれほど期待はできないだろうと。一方、医療費とか施設の管理運営費といったものについては、どうしても削減できないというような経費というのは今後増加していくおそれさえあるわけでありますから、そういった意味では、全体では町財政状況というのは非常に厳しい状況になるということは、我々含めて誰しもが認めるところだろうと思います。

それで、ことし3月につくられた小布施町の公共施設等の総合管理計画では、仮定を踏まえなければ想定できないわけでありますが、総務省の試算ソフトを使って推計したと。その結果、現在の建築物とインフラ施設を全て更新した場合、小布施町においては今後40年間で約510億円が必要だというふうに推計しております。

これはあくまでも推計でありますし、そのときの算定条件をどうするかによっても随分変わっていくことだろうと思いますが、この510億円を1年当たりに換算すると、毎年12億7,000万円の経費が必要になります。40年間にわたって、これだけが必要になるということでありますが、これは今の一般会計の中での投資的経費、言いかえれば道路とか学校とか、そういった公共施設の改修とか建設に使っているそういう必要な経費は、最近直近の平均値でいくと年約4億9,000万円と言われていますから、ここで言う12億7,000万円というのが約2.6倍に当たるということになるわけでありまして、そういうふうな大まかな数字ではありますが、この計画の中から出てきているわけでありまして、この中身をいろいろ何回も読みかえても、まあまあこんな現状では、これは妥当なところかなというふうに私自身は感じているわけであります。

今までよりも毎年40年間にわたって7億8,000万円財源確保が必要になってくるということだろうと思います。大変重い課題ではありますが、今回、この総合管理計画をつくったことによって、仮定を踏まえたとはいえども、中長期的にはある程度全貌が見えてきたんだというふうに思います。そういった意味では非常によかったんではないかなと思います。

これから先、何をいつまでにどうすべきかということを、これは町民の皆さんに投げかけたことにもなるわけでありますから、そういった意味で、そんな40年先のことまで俺らは死んでいるからわからないと、若い人に任せると、そんなことでは済まされないんじゃないかなと。むしろ、今ここで道筋をしっかりつけなければならないんではないかなというふうに考えます。避けて通れないこの道は、小布施町に限らず全ての市町村も同様だというふうに思っております。

そこで、今後進めるこれらのさらに今度は個別の計画ですね。個別の施設計画の策定による具体的な取り組み、そしてまた取り組みの過程においてPDCAによる進行管理、そして可能な限り次世代に負担を残さないような効率的、効果的な公共施設等の最適な維持管理というふうに結びつけていかなければならないというふうに思います。

そこで、今後のこの取り組みについてお尋ねをしたいと思いますが、まず1つです。個別 施設計画の策定、つくるは、いつまでに、どんな体制でつくろうとしているのか、そのお考 えをお聞かせください。

それから、2つ目でありますが、建物施設の築年別の状況というのを見ていきますと、昭和57年以前に建設された30年以上経過している施設は、全体の33.9%というふうに町で言っておりますが、これはほかの市町村と比べると、私は非常に少なくていいんではないかなというふうには思ってはいますが、そうは言ってもまだまだこれは大変なことでありまして、そういった意味で、まずは長寿命化を優先すべきではないかなと。そういうことを優先にした個別計画をつくるべきだと思いますし、それらは個別計画の中でどういうふうに位置づけていくのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目でありますが、基本方針として、基本方針の中の3があるんですが、その中で民間活力の導入というところですね。建物施設とかインフラ施設は具体的にはどんなものを考えるのか。民間活力はどういうものを具体的に考えておるのか、その辺のところについて、具体的なものがあればお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、4つ目でありますが、町民の皆さんとの協働によって公共施設等の管理は具体的にどんなふうに考えていこうとしているのか。小布施町特有の非常にすぐれた部分ではありますが、今後の公共施設の管理そのものについて、町民の皆さんとの協働でやっていこうと。これは非常にいいことでありますが、この手法は合意形成までにすごく時間かかるだろうというふうに思います。そういった意味では早い時期での取り組みが必要だと思いますが、これらについての体制構築、あるいは手法についてお尋ねをしたいと思います。

〇議長(関 悦子君) 中條総務課長補佐。

[総務課長補佐 中條明則君登壇]

○総務課長補佐(中條明則君) それでは、私のほうから小林 茂議員の質問にお答えいたします。

公共施設等の総合管理計画の今後の取り組みということで、個別施設計画の策定は、いつまでに、どんな体制で取り組むのかということでございます。

町では、健全で維持可能な財政運営を進めることを目指し、個々の公共施設を単に管理することから公共施設全体を経営資源として効果的、効率的に運営していくために、小布施町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。本計画に基づき今後施設ごとに個別施設計画を策定し、更新、統廃合、長寿命化などについて計画的な取り組みを進めていきます。

今後の方針はまだはっきりとは決まっておりませんが、各施設管理担当課で個別施設計画 の原案を作成し、例えば公共施設等管理検討委員会、仮称でございますが、を役場内に設置 いたしまして、一定の方向性を出してまいりたいと考えております。

計画策定の期限については、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁の連絡会議が平成25年に策定したインフラ長寿命化基本計画で、個別施設ごとの長寿命化計画を平成32年度ごろまでに策定するように定められております。また、これにあわせ国では公共施設等の適正管理に要する経費として地方財政措置を拡大し、公共施設等適正管理推進事業債を新設しております。この財政措置は平成29年度から平成33年の5年間認められており、利用するためには個別施設計画が必要になってきます。このようなことから、できるだけ早目に計画づくりに着手し、平成32年度までを目安に個別施設計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、長寿命化を優先すべきと思うが、個別計画の中でどのように位置づけていくかとい うご質問でございます。

現在、施設の長寿命化を視野に入れ、平成30年度から32年度までの各施設の修繕計画を策定しています。その結果も踏まえ、公共施設等管理検討委員会で今後の人口推計、施設自体の必要性や複合化、集約化、用途変更などについて、さまざまな視点から検討してまいります。

既存施設の有効利用を図るため、他の用途への転換を図ったり、民間での運営が可能な施設については、積極的に民間への譲渡を考えるなど、今後の方針を決定してまいります。そして、活用していく施設については、長寿命化対策を柱にした個別施設計画を福祉施設や教育施設など分野ごとに策定し、将来の修繕経費の平準化を図ってまいります。

なお、長寿命化に伴う施設の大規模修繕は、大規模建設事業資金積立金等の計画的な積み 立てにより、財源の確保に努めてまいります。

続いて、民間活力の導入では、建物施設、インフラ施設はどうようなものが考えられるか というご質問です。

施設の整備、管理運営において、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に活用する

PPP、PFIについて、既存の施設については、生活支援ハウスやハイウエイミュージアム等の施設運営について指定管理者制度を取り入れてまいりました。本年度実施予定の複合型介護施設の整備、運営につきましてもPPPの一環と捉えております。今後どのようなものが考えられるのか、これから具体的に検討を進めてまいるところでございます。

それから、4番目の質問ですが、町民の皆さんとの協働による公共施設等の管理とは具体的にどのようなことが考えられるか、取り組み時期と体制構築の手法はということでございます。

町民の皆さんとの協働による公共施設の管理については、おぶせミュージアム・中島千波館や高井鴻山記念館などの文化施設、図書館の建設計画等やまちづくり委員会活動などに見られるように、町民の皆さんが施設の運営や行政運営に積極的にかかわっていただいております。さらに今後どのような連携が可能なのか、こちらについても町民の皆さんからご意見をお聞きしながら、NPO法人等の連携も視野に入れ今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 小林 茂議員。
- **〇7番(小林 茂君)** それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の平成32年までに個別施設計画をつくるというような回答でございました。そのことについて細部についてお尋ねしたいと思うんですが、このことは公会計に移行する関係のその固定資産台帳の整備ということも絡んでくるんだろうと思いますが、その辺のところについては、どんなふうに考えられているのか、まず1点。

それから、32年といってもそんなにないんですね。今から数えたって4年欠けるんですから。そういった意味では、大変これは忙しい仕事だろうと思います。具体的にこの公共施設管理検討委員会、仮称ではあるんですけれども、どのくらいなメンバーで、どのくらいな例えばスペースで取り組んでいけば、これはできるんだろうか。ちょっと想像がつかないんでありますが、かなりのボリュームのある作業だろうと思うんですが、この辺について、もう少しわかる範囲内で具体的にお答えをお願いしたいと思います。

それから、2番目の長寿命化を優先すべきだというふうなことで提案しましたけれども、ここ二、三年で修繕計画を今現在つくっているということでありますが、修繕計画といっても、雨漏りを直すぐらいな話でしたら別ですが、そうでなかったら、やっぱり大規模改修ということも前提にしなきゃいけないだろうと思いますね。細かい修理ばかり幾らやっていても、ただお金食うだけでありまして、根本解決にはなかなかならない。

そういった意味では、長寿命化をするということは、ある意味では大規模改修も当然必要になってくるわけでありますから、そんなものが仮に何件かあれば、かなりの負担になってくるだろうと思いますので、その辺のところは具体的に、今考えられているその修繕計画というのは、どの程度のものを指して修繕計画と言っているのか、ちょっと中身について答弁をお願いしたいと思います。

それから、次の民間活力でありますが、これはそのときそのときの状況によって変わって くるものだろうというふうに思いますが、今後もぜひ進めていっていただきたいと思います が、これらについても32年度までにまとめようとしているのか、その辺についてだけお答え をお願いしたいと思います。

最後に、一番大事なことだと思うんですが、町民の皆さんとの協働によって公共施設等の管理をということでありますが、これはそういうふうな意識を持って取り組んでもらえるということはすごく大事なことなんですが、それによって経費はどのぐらい浮くかという話になれば、それほど大きなものにはならないんじゃないかなというふうに私は思いますが、あえてこれを大きな柱に据えたという、その理由についてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(関 悦子君) 中條総務課長補佐。
- **〇総務課長補佐(中條明則君)** では、再質問についてお答えいたします。

まず、公会計等の兼ね合いでございますけれども、今、実際平成28年度分について29年度の末に財務諸表等を公開できるように準備を進めておるわけでございますが、当然今の時点でここがこうだよという細かな連携については、まだ不明な部分はございますけれども、当然そういうものについて施設の資産等を確認する中で、当然検討の材料の1つになってくるだろうというふうには考えております。

それから、公共施設の管理委員会のもう少し具体的なというようなことでございますけれども、確かに議員おっしゃるように、これは相当なボリュームのある作業だなというのを私も感じております。それで今年度から早速、各施設担当課のほうで現在の施設の利用状況、それから修繕の状況等を洗い出しをしまして、遅くとも来年度には公共施設の管理委員会が開けるような段取りでちょっと進めていければなというふうに現在では考えております。

それから、現在つくっている修繕計画につきましては、やはり1,000万円以上の大規模な 修繕のものも何件か出てきておりますので、そういうものについては長寿命化の修繕のほう にもつながってくるものかなというふうに考えております。 それで、今30年から32年ということの中で検討をしておるわけでございますから、だんだんに1年ずつローリングをするような形で調査を進めていきまして、更新をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、民間の活力の活用を進めていくのも32年度までにということのご質問でございますが、これにつきましても今後の施設のあり方をまず検討していく段階で、当然32年度に間に合うものもあると思いますし、まだその時点でもちょっと結論が出ない場合もあるかと思います。ただ、これについても、できるだけ小布施町らしいといいますか、ふさわしいものについて検討を進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。それから、最後に町民との協働ということでございますけれども、先ほど申し上げました、今、美術館施設とか、そういうところに町民の皆さんが運営について大変積極的にかかわっていただいておりますので、確かに経費的にはそんなに節約といいますか、軽減にはならないかもしれませんけれども、一応小布施町は町民との協働で進めているということの中で、ぜひ施設のそういう維持管理にも携わっていただければありがたいかなという視点で、協働ということを掲げさせていただきました。

これにつきましても、小布施町の今後また小布施らしい取り組みができればいいかなとい うふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 小林 茂議員。
- ○7番(小林 茂君) それでは、最後にもう1点お聞きしたいと思うんですが、先ほどの答 弁の中で修繕計画をというふうな形で具体的に進めているという中で、他の用途への変更も 必要ならば考えていくというようなご答弁がありました。

そこで、そのことについてお尋ねしたいんですが、用途を変えようということになれば、これこそ町民の皆さんの民意というものをやっぱりしっかりつかんでやっていかなきゃいけないことだろうというふうに思うんです。具体的にその辺について、その場合、必要な場合にはどんなふうにしようとしているのか。要するに、町民の皆さんの意見をどんなふうにそこで取り入れて進めていこうとしているのか、今あるお考えをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(関 悦子君) 中條総務課長補佐。
- ○総務課長補佐(中條明則君) これにつきましても、公共施設管理委員会等で検討をする中で、当然その用途を変えたほうがいいという話が出てきたときに、ある程度の時点でまとめまして、今の段階では、そういう大きな問題でありますので、そういう町政懇談会、あるいはアンケート等で町民の皆さんと話し合う場を設けていければというふうに考えております

ので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 小林 茂議員。
- ○7番(小林 茂君) それでは、次の質問に移らせていただきます。

業務継続計画訓練の結果はということでお尋ねいたします。

平成23年3月の東日本大震災、これを契機として、震災マニュアルを使った業務継続計画、一般的にはBCPというふうに言っていますが、このBCP計画を立てようというふうな機運が高まったわけであります。この業務継続計画をつくるという自治体が全国にも広がっているわけでありまして、あわせて、この震災時にそれぞれの議会の機能が果たすことができなかったというような経緯、あるいは教訓から、市町村がつくる地域防災計画や、それから業務継続計画以外に議会独自の業務継続計画、俗に言うBCPをつくろうという、そういった必要性がクローズアップされていまして、全国的に市町村議会でこのことについて盛んに勉強がされております。

小布施町議会でも、大津市議会がつくった立派なBCP計画があるわけでありますが、それらの資料を取り寄せたり、昨年は山梨県の昭和町議会に全員で視察に行ってまいりました。 それらを踏まえて、小布施町議会にふさわしい業務継続計画というのを現在つくろうということで研究中であります。

そんな折、この6月4日に実施された町の防災訓練で、町が本年度作成中というふうに言ったらいいんですか、の業務継続計画を活用して初めての訓練が災害対策本部設置訓練の中で実施されたというふうに書いてありましたし、また聞いております。

そこで、この訓練の狙いと結果についてお尋ねをしたいと思いますが、町がつくる業務継続計画の特徴というのは、もし小布施町の特徴みたいなものがあれば、それらについてお尋ねをしたいと思います。

それから、今回の訓練でやった狙いですね、業務継続計画を訓練の中に入れたというこの 狙い、そしてまたその結果について、ぜひお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願 いたします。

〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長(田中助一君) それでは、ただいまの小林 茂議員の質問にお答えいたします。 最初に、町の業務継続計画の特徴はということでありますが、小布施町業務継続計画は本 年7月から運用をすることを目指しております。町の業務継続計画につきましては、特に他 の市町村と比べて大きな特徴となるところは、特には申しわけないんですが、ありません。

この計画の中では6つの項目に分けて規定しておりますが、1つ目、町長不在時の明確な代行順位、それから職員の参集体制について、まずは規定しております。2番目としましては、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3番目は、これは特に役場の中の話でありますが、電気、水、食料等の確保、4番目としまして、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5番目として、重要なデータのバックアップ、6番目として、非常時の優先業務の整理のこの6つの要素から成り立っております。

1番目の町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制につきましては、町長が不在のときは、副町長、総務課長、建設水道課長の位置づけを、順位づけを行うこととしておりまして、とはいいながら、この総務課長までは地域防災計画の位置づけと同じになっております。

また、職員の参集体制につきましては、地震想定でおおむね震度4で課長クラスの参集、 震度5で係長クラスまでの参集、震度6弱以上で職員全員が参集するということを位置づけ ておりますが、実はこれは地域防災計画、あるいは職員行動マニュアルと同じ内容となって おります。

2番目の本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定でありますが、最近新築された建物で、かつ災害時に強いと言われております平屋建てのエンゼルランドセンター、そのほかに北斎ホール、小学校特別教室棟を選定いたしまして、今後検討をしていくことになっております。

3番目の電気、水、食料の確保につきましては、非常用電源を庁舎は整備しておりますが、 代替庁舎につきましては、まだ特定されていないこと、非常用の発電機もまだ未整備となっ ております。また、水、食料につきまして、職員分というものは整備されてないという状況 でありまして、今後の課題となっております。

4番の災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保につきましては、防災行政無線、 あるいは衛星携帯電話等の準備をしております。

5番目の重要なデータのバックアップにつきましては、これは各課になりますが、各課に ある重要データを調査しまして、そのバックアップ方法を決めておるところであります。

6番目の非常時の優先業務の整理でありますが、この部分は各市町村で異なります町の特徴となる部分でありますが、他の自治体を参考にして、おおむねの災害対策業務と、それから優先すべき通常業務を上げております。

ただ、共通して各部署が行いますことは、職員の安否確認、それから施設の状況把握であります。この中で業務としましては、ボランティア、救援物資の受け入れなど非常に大きな業務負担となる業務につきましては、これも地域防災計画にあるんですが、その見直しも含めて検討をしなければならないなというふうになっております。

なお、期間でありますが、災害直後より、発災といいますが、発災から1日目に行う業務、 おおむね3日目に行う業務、1週間までに行う業務に分けて、それぞれ地域防災計画の担当 部署別に取りまとめております。

2番目の今回の訓練の狙いと結果でありますが、6月4日に開催しました第39回小布施町総合防災訓練につきましては、地震を想定した訓練でございます。また、業務継続計画を活用した訓練を行っております。

今回の業務継続計画に関する一番の狙いとしましては、職員の周知と、それから意識づけであります。業務継続計画では今までのように職員や行政機関は被災しないという想定に基づいてやっておったわけですが、職員も被災する、役場も被災するという、そういう点を想定しまして、現在の状況を報告する際に盛り込んでおります。

職員の安否確認、これは訓練でありますので全員無事なわけなんですが、安否確認にはメールを使わせていただきました。役場への招集メールに対しまして、本人無事だということで返信するようにいたしました。

また、災害対策本部長への状況報告の際に、停電で非常用電源を災害対策本部の会場へ供給していることですとか、あるいは衛生携帯電話で県等と連絡ができていますということですとか、あるいは気象庁と各自治体、小布施町が独自の回線で混雑時でも情報がとれる状況になっておりますというような内容を盛り込んでおります。

今後、役場での火災訓練などを通じまして今回できなかった部分の訓練等を盛り込み、今回の訓練の反省を生かした中で精度を高めるとともに、災害時における対策の強化をより一層図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

- 〇議長(関 悦子君) 小林 茂議員。
- ○7番(小林 茂君) それでは、2点について再質問いたします。

まず1点目でありますが、今回十分でなかったというふうなことの中で、市町村によっては、この業務継続計画そのものの訓練をやっているというような話も聞いております。そういった意味では7月からの運用ということでございますが、ぜひひとつ、いつでも直ちにこ

ういうことができるような、そんな訓練をぜひ継続してお願いをしたいと思います。

2点目でありますが、実は行政は行政として、やっぱりどんなことがあっても行政業務は継続をさせなきゃいけないということでありますが、議会は議会として、議会、議員もそれに対応した行動がとれなければいけないということでの議会、議員の業務継続計画をつくると。先ほどお話をしたとおりでございます。

そこで、率直にお尋ねしたいんですが、一番議論になるのは、大災害が例えば発生したときに、大体議員とかそんなのが出てきて、そこら辺で何か言うこと自身が邪魔だと。何でそんな緊急なときに、そんな面倒見れるかと。極端なことを言えば、長靴も履いてこないような人が来てるのは何の役に立つんだという話になるわけでありまして、これはどこのところでも本当に議論されているんです。

そこで、小布施町はその辺のところはどんなふうに考えているか、率直にひとつ答弁をお 願いしたいと思います。

- 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。
- ○総務課長(田中助一君) ただいまの再質問にお答えいたします。

すぐに対応できるような、そういう業務継続計画に基づいた行動がとれるということにしてほしいという、まず最初のご要望であります。まさしくそのとおりでありまして、今回想定する中で小布施町職員何人集まるかわからぬというような状況も当然あります。そういうことを常に想定しながら、あるだけの力を持って業務に当たる、あるいは災害に当たるという考え方が必要だと思っております。そういう中で、かなり想定したり、あるいは想像力を発揮して、あるいは先進地のその被災の状況を確認した上で実際の行動に当たれるような、そういう計画づくり、あるいは訓練を今後してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

もう1点、2番目の議会の継続計画についてどう思われるかというお話でございますが、 今回、私ども業務継続計画をやる中で、1つ目、ここでいう5番目になりますか、いわゆる 重要なデータのバックアップにつきましては、議会のほうのデータにつきましても、同様に 重要なデータをどうやってバックアップとるんだというような議論を既にしております。こ ういったものにつきましては、実は地域防災計画の中では議会の役割といいますか、それが ない状況であります。とはいいながら、こういったものについては重要なデータを確保して いくという観点から、今度の業務継続計画には加えてまいりたい。加えて、そういうふうに 規定するからには、地域防災計画の見直しの際に、そういったものを加えなければならない ということになっていくと思います。

議会の働きを、動きを、今度は業務継続計画として規定するかという点につきましては、 今後また議論が必要だと思うんですけれども、いずれにしましても、小布施町役場職員が 100人程度いるとして、そのうち何人が来れるのかという状況になったときに、かなり少な い人数になる場合があります。したがいまして、議員の安否確認ですとか、そういったもの については、これは完全に必要であると思いますけれども、実際に集まった職員については、 その優先順位を決めてまいりたいと思っております。

当然のことながら、通常業務をやらなきゃならないという観点で業務継続計画があるわけなんで、それについては優先順位、例えば初日にやることはないとしても、その後幾日くらいにはどういうふうにするんだというような議論を重ねた上で、きちんとそれについて記載、あるいは対応をしてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(関 悦子君) 小林 茂議員。
- ○7番(小林 茂君) 一般的に議会が策定している業務計画の中では、災害時の災害時そのもの、発生した直後というのは顔出すなというのが一般的な考え方でありました。議員はそれぞれの地域でそれぞれの立場で活動しなさいというのが、全国的に議会がつくっている行動マニュアルでございまして、小布施町もそれで私はいいんではないかなということで、率直にどう思いますかということでお尋ねしました。

これからもありますんで、その辺について、言ってみれば実際に町のそういった先頭に立つ人たちは、議員、あるいは議会の行動というのはどうあるべきか、具体的にどんなふうに考えられているのか、その辺について、もうちょっとだけ聞かせていただければと思います。率直にお答え願いたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

- 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。
- ○総務課長(田中助一君) 失礼にならないといいんですが、具体的に申し上げますと、議会は議決機関でありまして、いわゆる執行機関ではありません。そういった観点から考えるに、自治法上も長の専決権というものがあります。そういったものを災害時についてはできるだけ使わせていただきたいなというのが率直な考えでありまして、それについて議会がどういうふうに動くのか、議員自体がどういうふうに動くのかについては、私は申し上げることはできませんが、町としましては、災害時においては、できる限り、通年議会ではありますけれども、専決権を行使させていただきたいなというふうに考えております。
- ○議長(関 悦子君) 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

# ◇ 山 岸 裕 始 君

○議長(関 悦子君) 続いて、6番、山岸裕始議員。

[6番 山岸裕始君登壇]

○6番(山岸裕始君) 通告に基づきまして1点質問させていただきます。

4期目の取り組みとして役場内部の日常業務の再確認をということです。

市村町長におかれましては、4期目の任期が始まり半年がたち、選挙の公約であった若者にも老人にも優しいまちづくりを実現するため大変ご活躍を拝見しています。私も議員として地元の行事に参加しなければいけない立場なのではありますが、なかなか参加できていないと感じている中、市村町長は全町の行事にまめに顔を出され、小布施町の町民との交流や懇談会の参加を実現されています。また、町内外を問わず若者との交流をし、ほぼ毎週のように多くの若者と意見交換をしているのには頭が下がる思いであります。

しかしながら、次に説明する町職員の対応で、連絡の不備等、基本的な業務に対し気の緩みがあると特に感じています。ぜひ4期目に重点的に取り組んでいただきたいのが、町民や若者と過ごす時間の半分でもいいので、町役場職員との話し合いの場を持っていただきたいということを要望いたします。

実際、今年度に入ってから起きた出来事を2つ紹介します。

1点目は、保護者からの問い合わせ対応です。

保護者が私立小学校への補助金制度について問い合わせをしたところ、問い合わせ時に担当者がいないということで、職員2人に事情を説明させられました。その後、担当者から折り返し連絡をいただけると言われたのにもかかわらず1週間連絡がなかったということで、保護者は大分不信感を持ったようです。

2点目は、法人からの問い合わせ対応です。

3月に予算委員会で、本年度から町保健センター2階で病後児保育を行うという趣旨の説明を受けました。私は保健センターの2階で病後児保育事業を行うに当たり、基準、要領を満たしていないおそれがあると考え、実際に保育所を運営している私もかかわる法人に相談し、小布施町で病児保育、病後児保育等を行うことを法人理事会で承認していただきました。そして、教育委員会で事業連携及び土地の賃借などを問い合わせをしたにもかかわらず、教

育委員会からの返答がない状況であります。

2件目の法人の問い合わせに関して、少し詳しく説明させていただきます。

基準、要領を満たしていないおそれがあるということですが、1つは厚生労働省発児童福祉施設最低基準です。

基準を要約させていただきます。保育室を2階に設ける場合の要件については3つあります。

1つ目、保育所の建物は、耐火建築物、また準耐火建築物であること。

2つ、常用の階段として1つ以上設ける必要があること。また、避難用の階段として屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路、滑り台のようなものですね。もしくはこれに準ずる設備、または屋外階段を1以上設ける必要があること。バルコニー及び附室は階段室以外の屋内に面する壁に出入り口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。附室の天井及び壁の室内に面する部分は仕上げを不燃材料でし、かつその下地を不燃材料でつくること。屋内からバルコニー、または附室に通ずる出入り口には構造の特定防火設備を設けること。

3つ目として、保育室、廊下、便所、テラス等、乳幼児が通行、出入りする場所には乳幼児の転落を防止するための金網柵等を設け、または窓の閉開を乳幼児が行わないようにする等の設備が必要であること。また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう、おり口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入りしない事務所の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることがないよう留意するよう指導されたいこととあります。

小布施町の保健センターは、火災時の避難に関して十分に基準を満たしていない、また、 乳幼児の安全に十分に配慮をしている施設ではないのではと考えます。

2つ目は、厚生労働省発病児保育事業実施要領です。病後児対応型の実施場所としての通知です。病院、診療所、保育所等に敷設された専用スペース、または本事業のための専用施設であって、次のアからウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとするとあります。

ア、保育室及び児童の静養室、または隔離の機能を持つ観察室、または安静室を有すること。イ、調理室を有すること。なお、病後児保育用の調理室を設けることが望ましいが、本施設の調理室と兼用しても差し支えないこと。ウ、事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の静養に適した場所とすることとあります。

町の保健センターは、病後児用の専用スペースではなく、隔離機能を持つ部屋も備えてい

ないのではないかと危惧をしています。小布施町の将来を担う大切なお子様を厚生労働省通知の児童福祉施設最低基準や病児保育事業実施要領を満たしていない施設でお預かりするのは大変心配です。

そこで、くだんの法人に相談し、法人も理解を示してくれ、理事会を開催し、建物建設に かかわる予算組みと運営に関する人員の確保を認めていただきました。理事会を経て、町内 で病児保育、病後児保育等を行うために次の順序で相談を行いました。

4月10日です。小布施町の役場総務課に問い合わせをしました。返答は、教育保育用の用途を持つ土地は教育委員会が管理しているということを確認しました。

4月13日、国土交通省と長野県に問い合わせをしました。どちらも法律、県条例では、公 共の土地を民間に貸し出してはいけない決まりはないことを確認しました。

同日、4月13日、小布施町教育委員会に教育委員会管理の土地を貸し出しできないという 条例や規則があるのかということを問い合わせしました。また、今月末には法人の意思決定 を行いたいので、来週中に返答が欲しいと申し伝えました。1週間待っても返答がないため、 4月21日再度電話で問い合わせをしたところ、調査中なので少し待ってくれと言われ、いつ 返答が来るのかと聞くと、来週の水曜日までには調べて連絡をすると言われました。しかし、 水曜日になっても連絡がこないため、法人としての意思決定を再度調整しなくてはならない 状況になりました。

そこで、5月12日、文書にて町有地の認可外保育施設のための賃借のお願いを教育長宛てに提出しました。賃借の条件として、法人で町所有の土地に病児保育・病後児保育、一時預かりを行うため30坪程度の土地を貸してほしい。賃借料として年間180万円を町にお支払いする。町の財政には一切負担をかけず、条例等の整備も必要のない提案としました。

現在も教育委員会からの回答がない状況です。国土交通省、長野県、小布施町総務課への問い合わせは、すぐ返答いただき、1分もかからず問題ないとの回答が来ているのに比べると、教育委員会の対応は大変残念に思います。

法人の趣旨として、事業は小布施町の土地ではないとできないというわけではなく、エンゼルランドセンターと連携できる場所だと利用する保護者にとってもメリットがあるので、協働できないかという思いでの提案です。それが可能なのか、不可能なのか、まずは連絡いただけないと、法人も大きな投資を小布施町に住む子供たちのためにするのに、その計画自体が立案できなくなってしまいます。

質問文に戻ります。

平成29年2月21日には、私と町内在住の保護者と連名で小布施町教育委員会に対する要望書を提出しました。内容は、教育委員会職員の情報交換や情報伝達の徹底を含む3点を要望し、教育委員会の体制が少しでもよくなることを望みましたが、変化がありません。

要望書を出したもとになった出来事を少し説明します。

要望書を私と一緒に提出した保護者の娘さんが2年前、町内の保育園で保育中に顔に大きなひっかき傷を負いました。そういった出来事が教育委員会の中に共有されていません。2年たった今でも娘さんの顔にその傷跡が残っているという大変な事件であるのにもかかわらずです。また、当時相談に行ったのに、担当者がいないとたらい回しにされました。教育委員会の体制を何とかしてほしいと、教育長宛てに要望書を出したというのが経緯です。

提出時には、当時の顔に傷を負った娘さんがその傷を負った原因の解決に至らず、町外の 幼稚園に転園することになったということ、現在も町外の私立の小学校に通っているという 現状もお話しさせていただきました。

教育行政は独立した機関で、首長の権限が及ばない部分が多いことは理解しています。しかしながら、教育長の人事は首長の任命であるのと、教育委員会の人事も首長が強く関与することから、市村町長には教育委員会がしっかりと機能するような者を配置する責任があると考えています。

今例に出したような状況の改善を私も求めてはきてはいますが、なかなか変えることができていません。この状況を人によっては、1期目の首長なら職員ができないのは職員の素質という面があるが、2期目以上の首長がいる市町村では、職員ができないのは首長の責任であるとはっきりと言う人もいます。

ぜひ今後このような不備がないよう改善に取り組み、町民に信頼される対応に職員が努めることを重点的に取り組んでいただきたく質問させていただきます。

〇議長(関 悦子君) 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長(池田清人君) 山岸議員のご質問に私のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

ただいまのご質問の中で、私ども教育委員会におきまして、日常の業務においてお客様に 対する対応に不備があったとのご指摘をいただきました。大変不愉快な思いをさせてしまい ましたことに対しまして、深くおわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませ んでした。 ご質問の日常業務の再確認についてですが、私ども役場職員は町長の方針であります町民の皆さんとともに、さらに力強く、どなたにも優しいまちづくりを進めましょうという方針のもとを具現化するために、全職員組織を挙げて、住みやすく、温かい町を目指し、日々全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げ職務の遂行に専念をしてまいっておるところでございます。

教育委員会では、町の重要施策の1つに位置づけております子育て支援、教育の充実について、子育て中の世代の皆さんを初め、多くの町民の皆さんのご意見を聞く機会を設けたり、新制度として始まりました実施されております総合教育会議等を通しまして、町長、町部局とも以前に増して密接に連携を図るなど、施策の推進に積極的に取り組んでおるところでございます。

町民の皆さんとの対応につきましても、日ごろから相手の立場となって、常に思いやりの心を持って対応に努めておるところでおります。特に子供たちの成長にかかわる事案、多様化する子育てニーズと教育施設を取り巻く環境の改善、充実につきましては待ったなしであります。町を挙げて先行して取り組むとともに、スピード感を持って迅速にこれらの対応に努めるなど、どなたも安心できることはもちろん、質の高い子育て環境の実現に向け取り組んでおるところでございます。

今回のご指摘につきましては、私ども町として責任ある回答をするため慎重を期する余り 迅速な対応がとれなかったこと、また確認、調査中などで時間を要する場合など、ご連絡す ればよかったわけですけれども、その点に不備があったものというふうに考えております。

教育委員会内におきましては、今回の件を十分反省し、改善に向けて確認をするとともに、 今後町民の皆さんに信頼される組織となるように、改めて町民の皆様との対応について公正 公平、正確かつ迅速な取り組みに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い いたします。

以上です。

- ○6番(山岸裕始君) 改善されることを希望して、質問を終わります。
- ○議長(関 悦子君) 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

#### ◇ 冨 岡 信 男 君

○議長(関 悦子君) 続いて、3番、冨岡信男議員。

〔3番 冨岡信男君登壇〕

○3番(冨岡信男君) 通告に基づきまして質問をいたします。

千曲川洪水ハザードマップと防災組織づくりについて。

町ではことし3月に千曲川ハザードマップを作成し、全戸配布しました。作成に当たっては、地域コミュニティ町政懇談会を開催し、地域の皆さんのご意見をお聞きするなど、千曲 川洪水の歴史についても記されています。

昨年9月会議でも一般質問をしましたが、千曲川河川事務所では、昨年5月に千曲川・犀川浸水想定図の見直しを行い公表しています。見直しでは水防法の規定により指定された最大規模の降雨、千曲川流域の総雨量396ミリメートルを想定したものになっていて、それ以前のおおむね100年に1回起こり得る大雨の想定、2日間で186ミリメートルの降雨と比べ倍以上の設定となっています。

小布施町の過去の水害の状況を調べてみますと、小布施町史では明治時代に3メートルを超える洪水に25年間で35回襲われ、明治29年7月20日の豪雨では山王島、北岡、押羽、羽場の被害は大きく、高いところの寺院や学校は低い地域からの罹災者で充満し、着の身着のままの多くの人たちが知人や縁者を頼って避難したとあります。

また、昭和34年の台風襲来時には堤防の上段まで推移が上がり、住民の皆さんに避難も呼びかけられました。昭和58年の台風10号襲来時には、立ヶ花観測地点で観測史上最高水位の11メートル13センチを記録しています。

近年の主な洪水の発生時の立ヶ花観測点の水位を調べてみますと、昭和57年9月、10.54 メートル、このときは飯山市木島地先で破堤し、半壊家屋2戸、死傷者54人、浸水家屋 6,219戸の被害、昭和58年9月、水位11.13メートル、飯山市戸狩地先で破堤、全半壊家屋15 戸、死者9人、浸水家屋6,584戸の被害、平成16年10月、水位10.32メートル、立ヶ花狭窄部 の下流の無堤地で浸水、全半壊家屋2戸、浸水家屋454戸の被害、平成18年7月、水位10.68 メートル、立ヶ花狭窄部下流の無堤地で浸水、浸水家屋54戸の被害が出ています。

このように、近年、千曲川水位の上昇が頻繁に見られ、下流部から築堤の整備がなされて きていますが、立ヶ花狭窄部の改修には至っておらず、小布施地籍での洪水の危険性は一段 と高まっている状況にあります。

千曲川河川事務所の調査では、千曲川管内の堤防は長い年月の間で改良を重ねられたものであり、築堤材料は整備した時代により異なり、このため堤防内の土質構造は複雑となり、

一部では浸透性の高い材料が使用されている。また、千曲川下流部を中心に旧河川敷に堤防が築かれているため、大出水時には基盤漏水が発生しているとの結果も出ています。

小布施町は高速道が堤防に沿って建設され、安全性は高まっていますが、基盤漏水を考えると万全とは言えない状況です。その対策を国交省へ要望していくことも大切かと思います。また、千曲川河川事務所作成の千曲川・犀川流域の減災にかかわる取り組みの方針の中でも、千曲川・犀川の概要と主な課題の中で、千曲川の犀川合流点下流地域では立ヶ花、戸狩狭窄部が存在し、狭窄部上流に盆地が形成されている。盆地では氾濫流が沿線に広く拡散するとともに、狭窄部における堰上げにより浸水深が非常に大きく洪水がはけにくいとあります。

千曲川河川事務所作成の千曲川氾濫シミュレーションによりますと、山王島北側地籍で破堤した場合に二、三時間で小布施町の広範囲が浸水することになり、2階部分も水没する5メートルから10メートル地域を含め多くの地域で住宅の浸水が予想され、浸水想定時間も長いところでは72時間から168時間とされる地域も出てきています。

このように災害に対応するためには、町だけではなく、それぞれの地域の自主防災組織の 充実が一段と必要かと思います。平時から住民の皆さんへの周知、啓発、訓練に関する取り 組みとして次のような対策が必要と言われています。

住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実、自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施、小・中学校における水防教育の実施、河川における自然や治水の歴史など地域の災害リスクや防災への取り組みの理解を深め、自然災害から命を守るために必要な心構え、知識、判断力、行動力などを養うため出前講座等を活用し、水災害に対する説明会の開催、町なかに浸水の深さの情報や避難行動に関する情報標識等を設置するまるごとまちごとハザードマップの整備、効果的な水防災意識社会の再構築に役立つ広報や資料の作成、配布、避難誘導マニュアル作成指針を活用した地域版避難誘導マニュアルの作成など、これらの対策について常日ごろから一層のPRが必要と思いますが、対応をお聞かせください。

今後発生が懸念される大災害を想定すると、行政による公助はもとより、住民一人一人が 自発的に行う防災活動である自助や、地域の防災力向上のための自主防災組織を初めとした 地域の各防災組織が連携して行う防災活動である共助なくしては被害の軽減を図ることは困 難と言われています。

町では関係自治会でハザードマップの説明会を開催するとともに、地区担当職員を派遣し、

被害を最小限に食いとめるためにはどうしたらよいのか、自主防災組織のあり方を住民の皆 さんとともに考える機会をつくることが大切かと思いますが、今後の計画についてお聞かせ ください。

〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長(田中助一君) それでは、ただいまの冨岡議員のご質問にお答えいたします。

質問の中でもございましたが、昨年、国は5月に想定最大規模の降雨量による湛水区域を 見直したことから、9月会議で補正予算を計上し、本年3月に洪水ハザードマップを更新し、 4月13日開催の自治会長会議で説明の後、4月20日発行の町報とともに各ご家庭にお配りを させていただきました。

なお、その内容は、昨年開催の町政懇談会で説明をさせていただいております。

議員ご指摘のように、災害に対応するためには、町だけでなく、地域の皆さんが防災意識を高め、自主的に動いていただくようになることが重要です。そして、その皆さんをまとめていただく自主防災組織の充実も重要と考えております。

先日、6月4日に開催しました小布施町総合防災訓練の説明の際、HUGという避難所運営ゲームを自治会長の皆さんに体験をしていただきました。避難所に避難した自治会自主防災会のリーダーが町の担当者の到着が見込めない中で避難所を開設し、避難者を体育館などに振り分け避難所を適切に運営しなければならないという設定で行ったものでありますが、講師としましては長野県危機管理部危機管理防災課の職員が当たりまして、自治会長の皆さん五、六人のグループをつくりまして、仮想の学校の敷地に進行表に従いまして想定された避難者をどこに避難させるのか記入し、進行表にあるテントを張りたいが、どこに張ったらいいのか、あるいはたばこを吸っている人がいるので注意してほしい、子供用のおむつはないですか、あるいは授乳スペースはないですか等のイベントといいますが、これを次々に解決をしていく内容であります。非常に熱心に訓練を行っていただきました。

しかし、避難所の開設や災害についての知識を積み重ねていただくためには、任期1年の 自治会長の皆さんには厳しいものがあると思われ、複数年の任期の自主防災会といったもの を検討する必要があるというふうに感じております。この件につきましては、自治会長の皆 さんにもご意見をいただきたい旨のお話をさせていただいております。

また、災害についての知識、経験を共有する、これは町長の公約でもあります防災連絡協議会も具体的に検討をしてまいります。

東日本大震災の際も、川沿いに津波の被害を受けた際に、津波に遭った地域と津波に遭わない地域、それぞれが食料不足などの事態を抱えているのにもかかわらず、共有できない状況があったというふうに聞いております。千曲川の水害を想定する場合も同様で、ハザードマップに色塗りにされた地域とそれ以外の地域が協力し合うことを事前に準備しておくことは重要であるというふうに考えております。これらの考えを自治会の皆さんと十分にお話し合いをさせていただき、その上で災害対策や地域防災のあり方を考えてまいりたいと思っております。

なお、自治会の組織に影響を及ぼすおそれもあるため、慎重にお話をお聞きしてまいります。 ハザードマップの説明会の件でございますが、昨年の町政懇談会では、このハザードマッ プのもととなった図を使って危険な状態の説明を行っております。現在、このとき以上の内 容説明を持ち合わせておりませんが、住民の皆さんとともに災害対策、地域防災のあり方を 考える機会は重要であると思っております。

地域の防災のあり方を考える機会を持つための内容検討を行い、該当する自治会長の皆さんにご相談の上、まずは100年に一度の浸水のおそれのある地域からハザードマップの紹介にあわせ、できればことしじゅうに実施をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(関 悦子君) 冨岡信男議員。

#### 〇3番(冨岡信男君) 再質問します。

消防庁発行の「自主防災組織の手引」では、地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能は、住民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起等、災害だけでなく犯罪や福祉、教育、環境等、さまざまな問題を解決する際にその役割を果たしてきた。しかしながら、現代社会では住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加に見られる世帯構成の変化等、さまざまな要因によって親密な人間関係が崩壊し、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄になりつつある。地域コミュニティの崩壊は、地域の活力だけでなく、地域の安心・安全を脅かす原因となることから、自主防災活動をコミュニティ維持復活の重要な切り口として位置づける積極的な視点が重要となるとしています。

小布施町では、東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボでも、コミュニティ再生や活性 化に向けた実践研究を行ってきております。自主防災組織についても、防災活動だけを行う のではなく、地域のコミュニティとしての地域のさまざまな活動と防災活動を組み合わせる ことによって、地域の活性化につなげていくことが重要であると考えます。自主防災組織の 機能強化について、東大先端研との連携をどう考えておいでかお聞かせください。

また、小布施町消防団第2分団では毎年6月に分団会議を開催し、千曲川沿線の消防団幹部、自治会長、関係議員との打ち合わせを行い、災害時の対応について意見交換をしています。このような定期的な会議も非常に有効かと思います。町内全域の消防団に広げる考えはあるかどうかお聞かせください。

また、自主防災会、防災連絡協議会について検討するという答弁がございました。ハザードマップの更新を機に、自主防災組織との情報共有及び避難方法の検討など早急に取り組むべきと考えますが、いつまでに立ち上げるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、昨年も申し上げましたが、まるごとまちごとハザードマップにつきましては、 浸水深や避難所等、洪水に関する情報を洪水関連標識として生活訓練である町なかに表示す ることにより、日常時には洪水への意識を高めるとともに、浸水深、避難所等の知識の普及 を図り、発災時には安全かつスムーズな避難行動につなげ、洪水による被害を最小限にとど めることを目的としています。先ほど申し上げた啓発活動とともに、こういうものを進めて いく考えについてお聞かせください。

- 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。
- ○総務課長(田中助一君) それでは、再質問にお答えいたします。

ちょっと漏れがあったら、またご指摘をお願いしたいと思うんですが、まず前段ありました地域コミュニティの強さ、これが防災力の強さにもつながり、いわゆる安心で安全な地域をつくる、この考え方については全く同感でございます。その中で、今、コミュニティの強化に取り組んでおります東大先端研の皆さんと一緒にというようなお話であります。

今現在その部分については、防災関係については話にちょっと上ってないと思うんですが、 今後そういったことを含めて、お話ができるように持っていきたいなというふうに考えてお ります。

それから、第2分団のほうで定期的に会議を開いて、その情報共有していますよという話を全消防団のほうに広げる考えはないかということであります。これも非常にいいお考えだと思います。ただ、これにつきましては、消防団とまたご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、防災連絡協議会でありますが、今現在、先ほどもちょっと答弁の中で入れましたが、複数年の自主防災会ですとか、あるいはこういった共有をやっていきましょうという

ような話を今持ちかけようとしているところであります。実際に複数年の件につきましては、 実際に問いかけをしております。これは相手もあり、非常に強引に進められるものではない というふうに考えております。いわゆる自主防災という中で、それぞれの皆さんが自主的に 防災を進めていくんだという機運が非常に大切だと思っておりますので、具体的にいつまで という話はここではちょっとできませんが、できる限り早急にやっていきたいというふうに 考えております。

それから、まちごとハザードマップの水位表示でありますが、これにつきましては非常に有効なことだということで言われております。ただ、これ昨年、防災訓練を水防関係でやったときに、自治会長の皆さんにここら辺までということで表示をさせていただきました。多分そういった経験をお持ちの自主防災会長をやられた方は、もう完全に記憶に残っていらっしゃると思います。その中で町がここまでですというような形でつくった、そういう水位表示が実際にその役に立つのかなというところにつきましては、ちょっとよく検討をしまして進めてまいりたいというふうに思っております。

### 〇議長(関 悦子君) 冨岡信男議員。

○3番(冨岡信男君) 自主防災会、防災連絡協議会の立ち上げについては、複数年というようなことで非常に新しい取り組みということで、地元への説明が必要かと思います。ただ、今回ハザードマップをつくったことによって、地域の皆さんへの説明が必要になってくるわけですから、その点とあわせて住民の皆さんにご理解いただきながら進めていくという考え方がなければ、なかなか前へは進まないというふうに思います。

それから、まるごとまちごとハザードマップにつきましては、この近辺では長野市の長沼と、あと須坂市の相之島地区で設けているというようなことも聞いております。押羽地籍でも過去の水位の水位標を立てておりますが、あれを見るたびに人々は、ああ、ここまで来たのか、これは大変な水害が過去にあったんだなというようなことを思い出すこともあります。 日常的に啓発啓蒙活動をするために必要かと思いますので、再度ご答弁をいただきたいと思います。

## 〇議長(関 悦子君) 田中総務課長。

○総務課長(田中助一君) 再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、防災連絡協議会につきましては慎重に行ってまいりたいということと同時に、ハザードマップの説明ということもありますので、この点につきましては、最初答弁申し上げたとおり、100年に一度の浸水するおそれのある地域から進めてまいりたい

と、できればことしじゅうに進めてまいりたい。ただし、自治会長の皆さんとよく相談をしますということでご答弁申し上げていることでご理解いただきたいと思います。

また、まちごとまるごとハザードマップ、いわゆる水位表示でありますが、これについても、今回出てきました水位が特に北岡、押羽、あるいは山王島付近におきましては、かなりの深さになります。どこについているかわからないみたいな状況にもなるおそれがありますので、そこら辺の表示の仕方についてはちょっと検討が必要だと思います。

とはいいながら、それでも有効であるということでありましたら、またこちらのほうを検 討させていただいて実施してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い します。

○議長(関 悦子君) 以上で冨岡信男議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長(関 悦子君) お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(関 悦子君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

明日は午前10時に再開をしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長(関 悦子君) 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時20分